

第4節 法人税その1

1 政策決定過程

以下では、平成8年度税制改正以降の法人税改革の政策決定過程を検討する。第2章で扱った平成7年度税制改正までの期間は、所得税や消費税の改正が中心であり、法人税に関する大きな改正はなされなかった。そのため、税率は昭和63年の抜本的税制改革以降そのまま、課税ベースに至っては（昭和50年代に引当金の縮小があったものの）昭和40年から大きな変更は加えられてこなかった。しかし、経済のグローバル化や低成長化、諸外国の税制改革の影響等を踏まえ、次第に改革の必要性が認識されており、所得税・消費税の改革が一段落した平成7年の段階では「次の課題は法人所得課税の本格的な改革」¹⁾となっていた。政府税制調査会が平成7年12月に発表した「平成8年度の税制改正に関する答申」も、この点を次のように述べている。²⁾

- (1) 近年、我が国においては、経済の国際化が急速に進展し、また、かつてのような高い経済成長が見込まれなくなるなど、大きな潮流の変化を迎えている。このような変化に対応していくためには、新規産業の創出等により、経済社会構造の改革を推進していくことが求められている。

こうした状況を背景に、法人課税についても、我が国産業の国際競争力が維持され、企業活力が十分に発揮できるよう、産業・企業間に中立的で経済活動に対する歪みをできる限り与えないような方向で、本格的な見直しを行う必要がある。

その際、主要諸外国の動向等を踏まえ、法人課税が財源、税体系に占める重要性にも留意しつつ、税率、課税ベースの両面にわたった包括的な検討が必要である。

この検討に関し、中長期的には消費税率の引上げによって法人課税の実質的な負担を軽減すべきではないかとの意見もあったが、基本的には、課税ベースを拡大しつつ税率を引き下げるといった方向に沿って検討することが適当であると考えられる。

(2) 具体的な論点としては、例えば、租税特別措置、引当金、減価償却、費用・収益の計上基準、資産の評価方法、地方の法人課税のあり方などが考えられる。

このような論点について多角的に議論を進める際には、租税理論のみならず、企業会計や税実務なども視野に入れて、専門的・技術的に検討を深める必要がある。

こうした状況を受けて、政府税制調査会は「法人課税小委員会」（石弘光小委員長）を設置、議論を開始した。議論は平成7年秋にスタートしたが、紆余曲折を経て、実際の改正は平成10年度税制改正（時期的には平成9年12月）における「32年ぶりの法人税の抜本改革」で実現する。しかしその後も、表3-4-1に示すように、景気対策のための減税（いわゆる「恒久的減税」）や連結納税制度導入の議論など、結果として平成14年度改正まで毎年のように改正が実施される。法人税率（基本税率）も図3-4-1に示したように、37.5%から30%にまで大きく引き下げられ、事業税や法人住民税も含めた法人所得に対する実効税率も49.98%から40.87%になった（図3-4-2）。

この間の一連の改正は様々な要因が絡み複雑な経過をたどるが、そのポイントは次の3点にまとめられる。第一に税率の引下げと課税ベースの拡大による

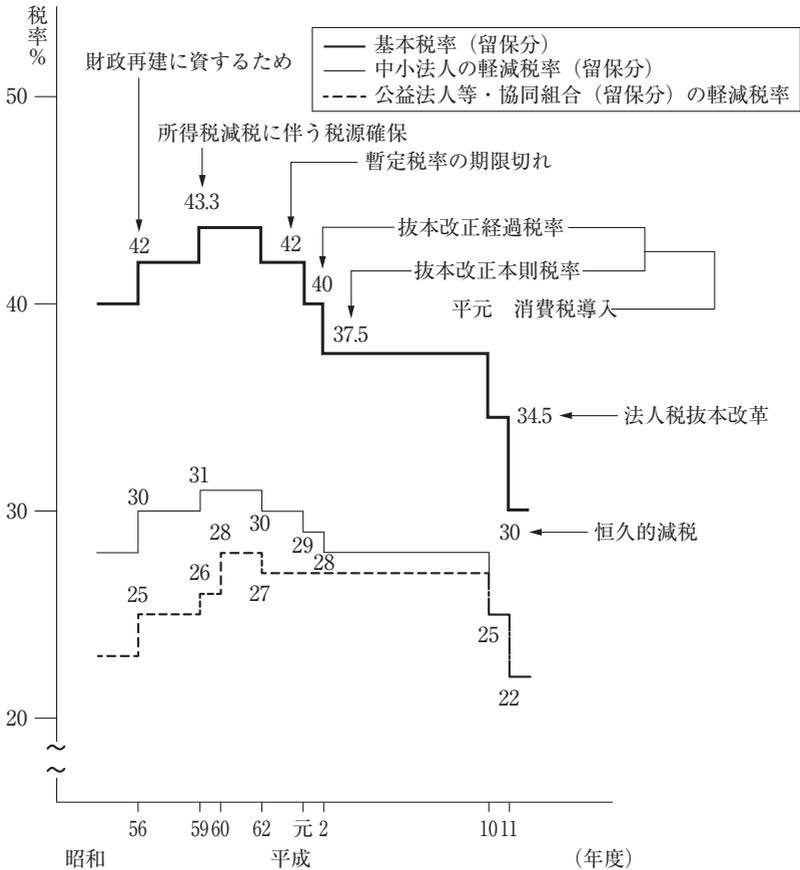
表 3-4-1 法人税改革の概要

年度	法人税改革
平10	法人税抜本改革 法人税率の引下げ 退職給与引当金の縮小 賞与引当金制度の廃止 収益・費用の計上の特例の整備等
11	法人税率の引下げ (株式交換・移転に係る課税特例)
12	金融商品に対する法人税改革 中小企業課税改革(留保金課税等)
13	(組織再編成税制の創設)
14	(連結納税制度の創設)

(注) () で囲んだものは第3章第5節で論じる予定の内容。

(出所) 原省三「法人税法と商法、企業会計の相互関係と今後調整すべき課題について」(『税大論叢』第51号 平成18年) 469-470ページにより作成(一部、筆者修正)。

図 3-4-1 法人税率の推移

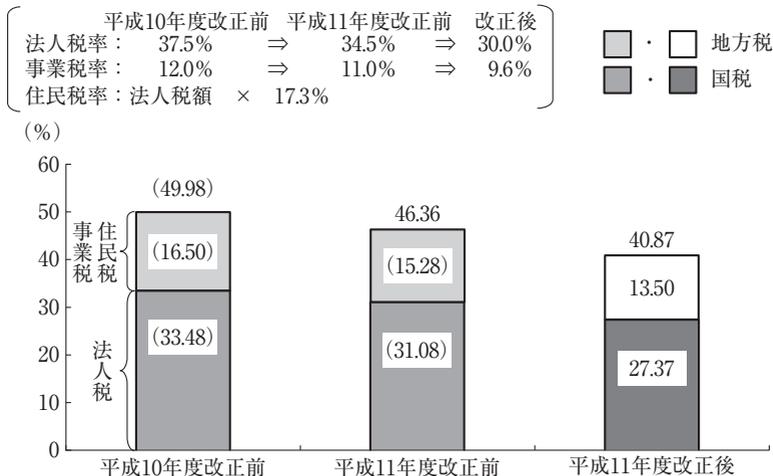


(出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月) 161ページにより作成。

税構造改革、第二に景気対策のための減税(税率の引下げや投資の促進など)、第三に企業の合併や分社といった企業グループ・企業組織の再編成に対する税制対応である。この第4節と次の第5節ではそれらの政策決定過程を検討するが、その前に、以下でその概要を簡単に説明しておく。

まず、第一の課税ベースの拡大と税率の引下げによる税構造改革であるが、もともと経済界は世界一高いとされる法人税率の引下げによる負担軽減を強く望んでいた。しかし、一方で主税局は、日本の法人税は税率が高い一方で引当

図 3-4-2 法人所得課税の実効税率の推移



(注) 実効税率は、法人事業税が損金算入されることを調整した上で、「法人税」「法人住民税」「法人事業税」の税率を合計したものである。

(出所) 池田篤彦編『図説 日本の税制(平成12年度版)』(平成12年、財経詳報社)275ページにより作成。

金などが幅広く認められるなど課税ベースが狭いため、その負担が大きいわけではない、との認識を持っていた。政府税制調査会でも、負担軽減効果が特定の業種に偏る引当金などを廃止して課税ベースを広げ、それを財源に税率を下げれば税制が効率化されるとの意見が強かった。また「第2節 所得税その1」で述べたように、当時議論されていた財政構造改革による財政再建との関係からも、単なる税率の引下げによる減税ではなく、課税ベースの拡大を組み合わせ合わせた税収中立の改革が強く求められた。

そこで、政府税制調査会の法人課税小委員会で法人税の課税ベースの在り方が検討された。検討結果は平成8年11月に「法人課税小委員会報告」としてまとめられたが、そこでは課税ベースの在り方に関する新たな方針が打ち出されている。すなわち、これまでの「法人税法」は、「商法」や企業会計原則との協調性が重視されたが、これが問題だった、という認識である。これによって課税ベースが狭くなり、「適正な課税」の点で問題を抱えていたとの認識から、今後は必要に応じて「商法」や企業会計から離れることを積極的に認め、課税ベースを広げるべきだ、との方針を打ち出した。この新たな指針が、それ以降

の一連の改革に影響を及ぼすことになる。この小委員会報告を受けて、改革の具体案が検討された結果、平成10年度改正として、税率を37.5%から34.5%に3%引き下げる見返りに、退職給与や貸倒れなどの引当金の廃止・縮小や収益・費用計上の見直しといった課税ベースの拡大を行う法人税改革が実行に移された。

「課税ベースの拡大」とは少し異なるが、税収を確保しつつ税率を下げるという視点からは、地方税である法人事業税の外形標準化の問題も重要であった。全体の6割以上を占める赤字法人は、基本的に法人住民税（所得割）や事業税を払う必要がないが、そうした企業も地方自治体が提供するインフラから多大の恩恵を受けており、その公共サービスの対価という点から事業税については支払うべきだ、との主張は地方自治体を中心に強かった。事業税を外形標準化すれば、そうした赤字企業も課税されて税収の確保につながり、税収中立の下で税率を下げるのが可能となる。日本の法人所得に対する実効税率は世界一高く、それを引き下げる改革は効率性の改善につながると考えられた。しかし、赤字の企業には中小企業が多く、外形標準課税はその課税強化を意味するため、中小企業を中心に産業界は強く反発する。その後、石原慎太郎東京都知事による大手金融機関に限定した外形標準課税の導入問題などを経て、結局、平成16年4月より事業税の外形標準課税が実施される。ただし、中小企業は課税対象から外れるなど、結果的に当初の案からはかなり後退した内容となった。

課税ベースの適正化の視点からは、平成12年度に実施された金融商品の評価方法に関する税制改正も重要である。これまで取得原価主義の課税の下で、含み益の実現タイミングの操作による節税行為が指摘されており、企業会計原則で時価評価が導入されたのを機に、そうした問題への対処がなされた。

次に、法人税改革の第二のポイントである景気対策のための減税について述べる。先に述べたように、平成10年度税制改正では財政構造改革の影響を受け、税率の引下げと課税ベースの拡大を組み合わせることで税収中立を目指す改革が実施された。しかし、平成9年秋以降の景気の急激な悪化に対応するため、財政構造改革路線が完全に撤回された翌平成11年度税制改正では、「第2節 所得税その1」で説明した「恒久的な減税」の下で、法人税についても税率の引下げによる大胆な負担軽減が行われる。この結果、法人税率は4.5%下げられて30%となり、平成10年度改正前の37.5%から2年間で一気に7.5%下げられ

た。事業税の引下げも合わせると、法人所得に対する実効税率は平成10年度改正前の49.98%から、40.87%に大きく下げられることとなった。

これ以外にも、景気対策の一環として、設備投資や研究開発投資を活発にするための減税が実施され、更に中小企業やベンチャーの活動を支援するための税制措置（同族会社の留保金課税軽減など）が行われた。投資促進税制は「減税額が少ない割に景気への効果が大きい」とされ、バブル崩壊直後の平成4年及び平成5年の経済対策で活用されたが、今回の景気悪化局面でも大いに用いられ、中小企業投資促進税制のようにそのまま本書執筆段階まで継続するものもある。このように、この時期の法人税改革には、厳しい経済情勢が大きな影響を与えた。

次に、法人税改革の第三のポイントである企業グループ再編への税制対応とは、具体的には連結納税制度や企業組織再編税制といった新たな法人課税制度の構築の動きである。バブル経済の崩壊以降、日本経済が低迷する中で、企業が生き残りのために選択した手段の一つは、企業同士の合併や不採算部門の切離しによるリストラクチャリングで、企業の生産性を向上させることであった。これまで我が国では、「独占禁止法」（昭和22年法律第54号）や「商法」などで、そうした企業グループの再編を実質的に規制していたが、成長を促進する立場から政府も規制の緩和に乗り出していた。その動きに合わせてように「法人税法」でも改革が本格化し、平成11年度改正の株式交換制度導入への税制対応、平成13年度の企業組織再編税制の創設、更に平成14年度の連結納税制度の創設を経て、一応の体制が整備されることになる。

その結果、「法人税の本法だけで言いますと、条文の分量は前よりも2倍ぐらいに膨れ上がった」ほどの改正がなされた。³⁾ 上記ではそれらを三つのポイントに分けて整理したが、実際にはこれらが互いに絡みあって改革は進んでいく。こうした法人税改革の政策決定過程を、次の手順で検討する。次の2では、平成8年秋に発表された政府税制調査会の法人課税小委員会による「法人課税小委員会報告」の内容を検討する。続く3では、平成10年度の法人税抜本改革、4では翌平成11年度の「恒久的な減税」の下での法人税率の引下げについて検討する。次に5では、平成10年から平成12年にかけて景気対策の一環で実施された投資や研究開発の促進税制の拡充、中小企業への負担軽減（同族会社の留保金課税軽減）などを述べ、6では法人事業税の外形標準課税導入に向けた議

論を紹介する。最後に、7では平成12年度の有価証券の評価方法の変更（時価法など）に関する税制改正を検討する。このように、本節では先に述べた法人税改革の第一（課税ベースの拡大と税率の引下げによる税構造改革）と第二のポイント（景気対策としての減税）を主に扱う。改革の第三のポイントである企業グループ再編に関する改正については節を改め、次の第5節で論じる。

〔注〕

- 1) 薄井信明・元主税局長口述記録。
- 2) 税制調査会「平成8年度の税制改正に関する答申」（平成7年12月）6ページ。
- 3) 尾原榮夫・元主税局長口述記録。

2 政府税制調査会の法人課税小委員会報告（平成8年）

（1）法人税改革に向けた動き

平成6年秋に自社さ連立村山内閣の下で所得税・消費税に関する税制改革が成立したが、この一連の改革の下で法人税についてはほとんど手がつけられなかった。しかしこの間、諸外国では法人税率の引下げが進む中で、経済界からは法人税負担軽減の要望がますます強まっていた。例えば、平成8年3月の新聞記事は、一部の企業が重い法人税負担を嫌って海外に脱出する結果、我が国で産業の空洞化が進んでいる、と報じている。¹⁾

日本企業によるこうした海外脱出が増えている。

がん具のバンダイは、今月発売するマルチメディア端末の企画・販売子会社を昨年米国に作り、今年〔平成8年〕1月には同業務の日本法人も設立した。しかしこの日本法人はバンダイ本社ではなく、米国子会社の子会社として登記した。これも税負担軽減を狙いだ。

こうした動きの背景には日本の税負担の重さがある。大蔵省によると、94年〔平成6年〕の法人の税負担額を示した実効税率は米国41.05%、英国33.0%、韓国32.25%に対し、日本は49.98%。国によってシステムが違い、一概に比較できないものの、日本の法人の税負担が海外に比べ高いことは確かだ。

日本の実効税率は75年〔昭和50年〕には49.47%。当時の米国52.68%、英国

52.0%に比べて低い方だった。ところが、欧米が競って税率を引き下げ中、日本は財源不足などもあって取り残された。

一方、主税局のスタンスはこれとは少し異なっていた。すなわち、日本の法人税率が高いのは事実だが、その一方で課税ベースも狭くなっているため負担自体が大きいわけではない、との認識を持っていた。平成7年5月から2年間主税局長を務めた薄井信明の口述は既に第1章で引用したが、以下の議論でも重要となるので、もう一度示す。²⁾

法人所得課税については、従来から経済界を中心に、欧米の法人所得課税並みの税率水準とするよう極めて強い減税要望がありました。主税局としては、日本の税率水準は高いかもしれないが、課税ベースとなる課税標準等については、欧米にはない措置が講じられていて、実質的な負担水準は指摘されるほどの差はないと見ていました。ですから、税率水準を相当程度引き下げの際には、課税ベース等についても抜本的に見直さなくてはならない、と考えていました。具体的には、引当金の廃止・縮減、工事完成基準の廃止、経費概念の厳格化等も、法人所得課税制度の改革には欠かせない、というスタンスです。

またこうした課税ベースの侵食が特定産業を有利にすることから、それと高い税率が相まって資源配分をゆがめている可能性が指摘された。我が国では法人税の課税ベースは昭和40年以降、本格的な見直しがされていなかったこともあり、税率の引下げと併せて課税ベースを見直すべきだ、との主張は政府税制調査会でも次第に高まっていた。また、「第2節 所得税その1」で述べたように、当時財政構造改革の議論が進行しており、それとの兼ね合いもあって、単純に税率を下げる改革ではなく課税ベースを拡大して税収中立を前提とする改革が求められた。

一方、税率の水準については、当時、審議官として薄井の下で法人税改革を担当し、その後主税局長を担当する尾原榮夫が次のように述べている。³⁾

法人課税の実効税率、法人税の税率水準についてどう考えるべきかについてはいろいろな考え方があるのかと思いますが、法人税制を担当していた者の立場から言えば、何%という具体的な税負担の水準はないにしても、国際水準か

らかけ離れることだけは避けたいと考えておりました。法人税負担の国際競争力に与える影響を測定することは困難であり、むしろ税以外の要因が大きく影響すると思います。しかし、国際水準からかけ離れた水準を放置しておくとなんが起きるかわからない、悪い影響を与える可能性があるということで、できることなら国際水準並みにしておきたいというのが、法人税についての考え方であったわけであります。

法人税改革に関してはもう1点、経済界から連結納税制度導入の要望も強く出されていた。日本経済が低迷する中で、企業グループの再編で生産性を向上させ、生き残りを図る企業の動きも見られたが、黒字企業と赤字企業の所得の合算によって税負担軽減を可能にする連結納税制度は、そうした企業グループの再編を更に促進させる効果を持つとされ、例えば日本経済団体連合会（経団連）は平成8年5月に具体案を提示した。しかし、連結納税制度は二つ以上の企業が一つの納税義務者として課税所得を計算し納税するという、従来の法人税制度の枠組みを大きく変える制度であり、主税局としてはそうした制度の導入を、課税ベースの拡大と税率の引下げによる法人税の抜本改革と同時に行うことは困難であった。そこで連結納税は切り離し、まず法人税の抜本改革に着手することになった。これに関して薄井は次のように述べている。⁴⁾

局長に就任したとき〔平成7年5月〕には、次の課題は法人所得課税の本格的な改革ということになっていました。といっても、すべてを一挙に解決することはどう考えても無理ですから、連結納税制度は切り離し、「税率の引き下げと課税ベース等の見直しを、税収中立の範囲内で行う」というコンセプトで法人所得課税改革に着手することになりました。切り離された連結納税制度は、私の後任の尾原主税局長が取り組んでくれました。

具体的な法人税改革の方向性は、政府税制調査会に法人課税小委員会が設置され、そこで平成7年秋から議論が開始された。そして26回の審議を経て、平成8年11月に「法人課税小委員会報告」がまとめられたが、この報告書が平成10年度改正における法人税改革の理論的な支柱となり、それ以降の一連の改正に大きな影響を及ぼすことになる。以下ではその内容に関して説明する。

(2) 「法人課税小委員会報告」の概要

「法人課税小委員会報告」は二部構成となっており、第一部で改革の基本的な考え方を述べた後、第二部で改革の焦点の一つである課税ベースの見直しについて、具体的な項目を挙げて検討している。第一部は「一 法人課税のあり方」、「二 国際課税のあり方」、「三 地方の法人課税のあり方」、「四 課税ベースの拡大と税率の引下げ」の4項目で構成されるが、以下では、「一」と「三」をごく簡単に述べた後、特に「四 課税ベースの拡大と税率の引下げ」について、少し詳しく論じておく（「二 国際課税」は、第2章第4節の4で検討した内容が報告書の内容の大半を網羅しており、ここでは扱わない。）。その後、第二部の内容について述べることにする。

第一部の「一 法人課税のあり方」では、日本の法人税の現状として、税収や法人数の推移、また従来から言われる「赤字法人」の実態（中小企業を中心に赤字の法人が非常に多いが、決算を赤字にして法人税の負担を逃れる節税行為の影響ではないか、との指摘が出ていた。この問題は「事業税の外形標準課税」の項で改めて論じる。）の説明がなされた後、我が国の法人税負担に関する論点が表示されている。そこでは「法人税負担が重いことが企業の国際競争力を弱め、空洞化を引き起こしている」といった議論に対し、どう考えるべきかという検討がなされている。報告書の見解はこうした議論に否定的であり、先に触れたように、法人税率が諸外国に比べて高い一方で、その課税ベースが狭いことを考えると、日本の法人税負担が諸外国に比べて重いとは言い切れないとして、税率と課税ベースの一体改革の重要性を強調している。一方、「三 地方の法人課税のあり方」では、我が国の場合、地方税の法人課税比率が高いため、地方税まで踏み込んで改革がなされることが重要と述べている。その上で、事業税の外形標準課税について、その検討課題を整理している。

第一部で最も力点が置かれているのは、次の「四 課税ベースの拡大と税率の引下げ」であり、それを少し詳しく説明する。報告書ではまず、諸外国で課税ベースの拡大と税率の引下げを組み合わせた改革が進んでいることを紹介した上で、⁵⁾ 特に我が国の法人税の課税ベースが昭和40年の法整備を基にしており、近年の社会経済情勢の変化に対応して見直すことの重要性を論じている。その上で、特に企業行動や産業構造の変化に対する中立性や透明性、明確性が重視されるべきことを述べ、具体的な見直しの視点として次の七つのポイント

を挙げている。⁶⁾

- ① 費用又は収益の計上時期の適正化
- ② 保守的な会計処理の抑制
- ③ 会計処理の選択制の抑制・統一化
- ④ 債務確定主義の徹底
- ⑤ 経費概念の厳格化
- ⑥ 租税特別措置等の一層の整理合理化等
- ⑦ 国際課税の整備

上記の七つの視点に共通する重要なポイントは、「商法」・企業会計原則と税法との関係であった。すなわち、これまでの我が国の法人税の課税所得計算における原則は、それをできるだけ「商法」や企業会計原則と調和させることであった。この結果、「商法」や企業会計原則で重視される保守主義や費用収益対応の考え方が税法の課税所得計算にも適用されたが、これが時に公平な課税を阻害する可能性が報告書では強調された。先の「七つの視点」の表現を使えば、「商法」や企業会計原則に従って課税所得を計算する結果、費用や収益の計上やそのタイミングが保守的にすぎたり恣意的に決まったりして、課税所得が必要以上に小さくなっている、ということである。報告書は、税法が「税負担の公平、税制の経済に対する中立性の確保等をその立法の基本的な考え方とし、適正な課税の実現のため、国と納税者の関係を律している」という「商法」や企業会計原則とは異なる役割を持ち、法人税の課税所得は「必要に応じ、商法・企業会計原則における会計処理と異なった取扱いとすることが適切と考える」⁷⁾と述べている。

また報告書は、法人税の課税ベース縮小のもう一つの問題として、それによる税負担の軽減効果が一部の産業や企業に偏っている点を挙げている。そこで、世界的にも最高水準とされる税率を引き下げ一方、課税ベースを正していく改革は、企業活動の中立性や資源配分の効率化の点でも重要であると述べている。

こうした議論を基に報告書の第二部では、課税ベースの在り方に関して個別の項目ごとにその妥当性を一つずつ吟味している。検討対象に挙げた項目は

表 3-4-2 課税ベースに関する個別的検討

項 目	要 旨	
1 収益の計上基準		
(1) 工事収益	長期工事については、工事進行基準を原則的な収益の計上基準とする方向で検討することが適当。この場合、比較的規模の大きい工事に限定する等対象工事を限定する必要。	1
(2) 割賦販売等に係る収益	割賦や延払いによる商品の販売等については、金利相当部分を除き、その引渡し時に収益の計上を行うこととすることが適当。	2
(3) 長期金融商品に係る収益	毎期収益の計上を求めることが考えられるが、対象とすべき金融商品及び具体的な収益の計上方法について検討を深める必要。 割引債の償還差益については、期間の経過に応じて収益を計上することが適当。	3
2 費用の計上基準		
(1) 短期の前払費用	少額なものやごく短期の費用の前払いを除き、現行の取扱いについては、何らかの制限が必要。	4
(2) 支払利子	支払利子を資産の取得価額に算入することについては、慎重な検討が必要。	5
3 資産の評価		
(1) 棚卸資産の評価	後入先出法の廃止は、慎重な検討が必要。 低価法の廃止は、慎重な検討が必要。切放し低価法の廃止はやむを得ないとしても洗替え低価法は容認すべきである等の意見あり。	6
(2) 有価証券の評価	上場有価証券については、低価法を廃止することが適当。 切放し低価法の廃止はやむを得ないとしても洗替え低価法は容認すべきである等の意見あり。 短期保有の上場有価証券の時価評価については、積極意見と慎重意見あり。	7
(3) 外貨建債権債務	今後の会計実務の実態をみた上で、所要の整備を図っていくことが適当。	8
4 減価償却		
(1) 償却方法	建物については、定額法に限ることが適当。構築物についても同様の観点から検討。機械及び装置、器具及び備品等については、定率法による償却を認めることが適当。営業権については、均等償却に改めることが適当。	9
(2) 耐用年数	建物及び構築物については、償却方法を定額法に改める機会に、あまりに長期に過ぎるものについては、現行の耐用年数を短縮することを検討。	
(3) 償却可能限度額	耐用年数との関係もあり、慎重な対応が必要。	

項 目	要 旨	
(4) 少額減価償却資産	総額制限を設ける等何らかの見直しを行う必要。その場合には簡便償却についても所要の見直しが必要。事務負担に配慮する観点から、現行の取扱いは維持すべきであるとの意見あり。	
(5) リース資産	リース資産の減価償却のあり方については、ファイナンスリース取引の実態を踏まえ、所要の見直しを行うことが適当。併せてファイナンスリースに関する課税上の取扱いについて、法制上の整備を図る必要。	10
5 繰延資産	繰延資産全般を均等償却に改めるのは、慎重な検討が必要。任意償却とされている社債発行差金については、社債の償還期間にわたって均等に償却することが適当。	11
6 引当金 (1) 基本的考え方	<p>公平性、明確性という課税上の要請からは、不確実な費用・損失の見積り計上は、極力抑制する必要。</p> <p>貸倒引当金及び製品保証等引当金は、法定率によって繰入限度額を計算することができ、適正な費用・損失の見積りを超えた引当金となっているおそれ。</p> <p>賞与引当金や退職給与引当金は、給与の支給形態に対し、結果として何らかの影響を及ぼしているおそれ。これらの引当金は、産業間・企業間の実質的な税負担の格差を生み出し、非中立的な影響を及ぼしているおそれ。社会経済的な意義、影響等も視野に入れて、見直しを行う必要。</p> <p>製品保証等引当金、返品調整引当金及び特別修繕引当金については、これらを特別に取り扱うことの妥当性について公正・中立の観点からの見直しが必要。</p> <p>一方、商法上その引当てが必要とされている引当金については引き続きこれを存置すべきであり、税法上の限度の見直しは行うにしても、廃止は不適当との意見もあり。</p>	
(2) 貸倒引当金	法定率制度を廃止し、実績率のみを用いることとする方向で検討することが適当。その場合には、現行の実績率の算定方法についても所要の見直しを行う必要。	12
(3) 賞与引当金	<p>賞与は、たとえ賃金の後払い的な性格を有するとしても、課税の公平性、明確性を期する観点から、引当金による繰入れによるのではなく、実際に支払った日の属する事業年度の損金の額とする取扱いに改めることを検討。</p> <p>多くの企業は賞与を賃金の後払いとして認識しているのが実態であり現行制度は維持すべきであるとの意見や、支給対象期間基準の廃止等の意見あり。</p>	13
(4) 退職給与引当金	<p>現行の退職給与引当金を、退職が間近に迫っている年齢層の従業員に対する退職金に焦点を当てたものに改めることが考えられる。この考え方を引当金の累積限度額に反映させ、現行の水準を引き下げることとするのが適当。</p> <p>退職給与は、労働協約等で支給すべきことを約している債務であり、現行制度は維持すべきであるとの意見あり。</p>	14

項 目	要 旨	
(5) 製品保証等引当金	公平性、重要性等の点で問題があるので、廃止する方向で検討。費用収益対応の考え方に立って企業会計上必要とされているものであり廃止は不適当との意見あり。	15
(6) 返品調整引当金	適用事業の実態等を踏まえ、重要性等の観点から見直しを行うことが適当。	16
(7) 特別修繕引当金	特別修繕に要する費用が適用企業の期間損益に与える影響の程度や他の事業との比較においてこれを特別に取り扱うことの妥当性といった諸点について、更に検討を加え、見直しを行うことが適当。	17
(8) 準備金	引当金に類する準備金については、引当金に準じた見直しを行うことが適当。特定の産業を振興するためのものとなっている準備金や単なる期間損益の調整に過ぎないものとなっている準備金は、廃止する方向で検討することが適当。	18
7 法人の経費		
(1) 役員報酬等	役員賞与については、現行の取扱いを維持することが適当。企業の経営者がその親族等に過大な報酬を支払うことによる所得分散の問題等については、できる限り法制上の整備によって解決を図ることが適当。	19
(2) 福利厚生費	過度な福利厚生費支出については、損金の額に算入しないことにより適切な税負担を求める余地あり。 企業経営者の私的経費の法人経費化の問題については、課税当局が適切に対処できるような方策についても検討する必要。	20
(3) 交際費	現行制度は基本的に維持することが適当。ただし、中小企業の定額控除額内の支出交際費の損金不算入割合を更に引き上げることも必要。	21
(4) 寄附金	一般の寄附金については、損金算入の対象とする寄附金の範囲を限定するか、一定の限度内であってもその一部を損金の額に算入しないこととするといった見直しを行うことを検討。 寄附金の損金算入制度については、公益の増進に貢献する団体等に対する寄附金の損金算入の取扱いを含め、そのあり方を検討する必要。	22
(5) 外国の罰金	外国に支払う罰金等についても損金の額に算入しないことを検討する必要。その場合には、損金不算入とする罰金等の範囲を慎重に検討する必要。	23
8 租税特別措置等	産業間・企業間の中立性をより一層重視する観点から、徹底した見直しを行うことが適当。	24
9 金融派生商品	金融機関等の行うトレーディング業務については、時価基準の採用を検討。 デリバティブ取引については、適正な課税を確保する観点から、取引の実態や企業会計審議会における会計処理の検討の動向等を見極め、随時法制上の整備を図ることが適当。	25

項 目	要 旨	
10 欠損金の繰越し・繰戻し	繰越期間を一般的に延長する場合には、帳簿保存義務、除斥期間延長等を併せて措置する必要があるほか、半数を超える法人が赤字申告となっていることも考慮し、幅広い観点からの検討が必要。欠損金の繰戻し還付制度を廃止することについては慎重な検討が必要。	26
11 法人間配当	現行の仕組みは、基本的に維持することが適当。負債利子については、原則としてその全てを控除対象とすることが適当。 投資対象のほとんどが外国株式で運用されている証券投資信託の収益の分配については、益金不算入の対象から除外する方向で検討することが適当。	27
12 企業分割・合併等 (1) 現物出資の課税の特例	現物出資する子会社が海外子会社の場合には、適用対象から除外することが適当。現物出資資産に土地等が含まれている場合の特例措置について、課税の繰延割合の上限の引上げや事業継続要件の緩和を検討すべきである等の意見あり。	28
(2) 合併の場合の清算所得課税等	基本的には、現行制度を維持することが適当。ただし、所要の法制上の整備を図っていく必要。	29
(3) 連結納税	連結納税制度については、前提条件となるべき考え方・実態の定着がみられていないので、導入の是非を具体的に検討するには時期尚早。 企業分割を促進する等の観点から連結納税制度の導入を検討すべきであるとの意見あり。商法・企業会計、企業経営の実態の変化、国民の認識を注視。このほか、法人課税の体系の再構築、租税回避行為防止、税収減への対処の必要性等を踏まえ、引き続き研究課題。	30
13 同族会社に対する留保金課税	現行の法人税と個人所得税の基本的仕組みを前提とする以上、当然に必要とされる制度。非課税とされる「金額基準」の引上げは、本制度の趣旨からみて不適当。	31
14 公益法人等の課税対象所得の範囲	収益事業については、課税対象事業の追加、さらには、原則課税化を検討。ただし、課税非課税を区分する基準を見出すのは困難との意見あり。金融資産収益についても検討。収益事業、金融資産収益等に対する課税のあり方を巡る議論は、公益法人の事業実態をどう捉えるかと密接に関係しており、行政当局の指導監督等の効果も見極めつつ、課税のあり方を検討していく必要。	32
15 保険・共済事業の課税所得計算	保険・共済事業の特殊性や契約者との関係も考慮する必要。保険・共済事業の実態等を踏まえ、幅広い観点から検討を深める必要。	33
16 国際課税 (1) 外国法人に対する課税	法人格を有しない外国の組織を法人税法上の法人として扱うべきかどうかといった問題について、検討を深めていく必要。	34

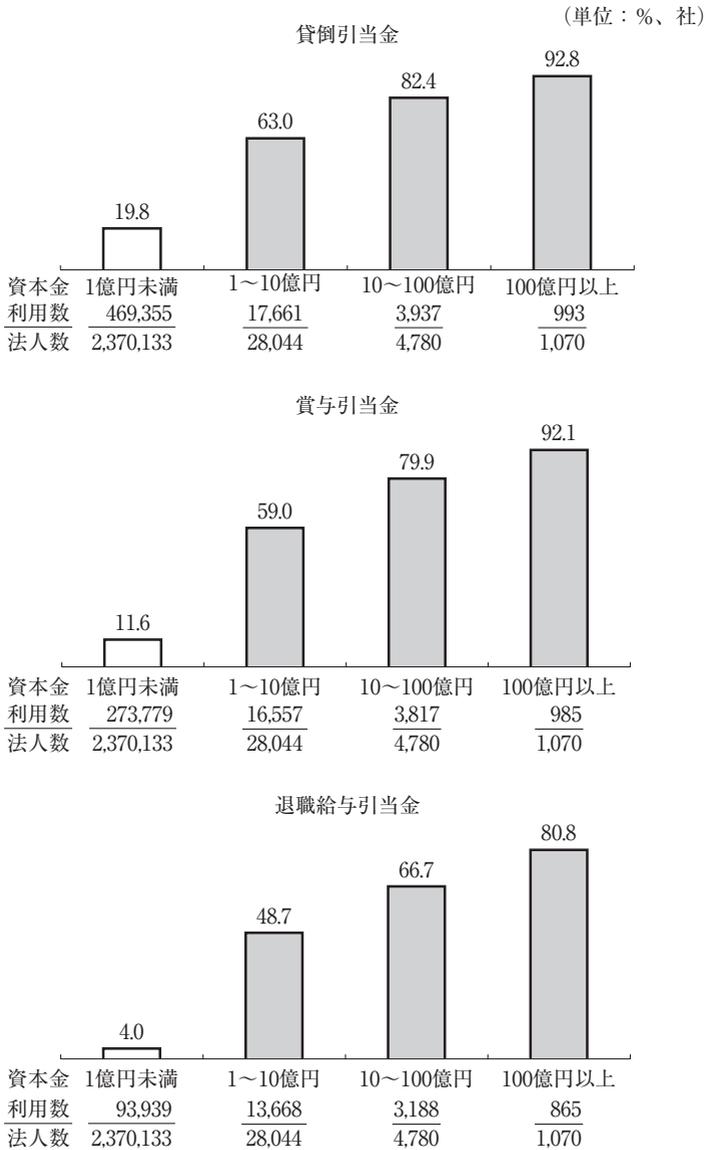
項 目	要 旨	
	現行税制が想定していなかった新たな取引形態については、その実態を踏まえ、法制上の整備も含め、取扱いの明確化を検討していく必要。	
(2) 外国税額控除	租税回避目的等、税額控除を認めることが不適切な外国法人税について、法制面での整備も含め、明確化を図ることが適當。 現行の一括限度額方式は維持しつつ、引き続き限度額管理の適正化に努めていくことが適當。 みなし税額控除については、税の公平や有害な租税競争の牽制といった観点も踏まえた一層の見直し・縮減の努力を継続する必要。	35
(3) タックス・ヘイブン税制	諸外国における対応の状況や企業活動の海外展開の実情を踏まえ、課税ベースの浸食を防止する等の観点から、引き続きその整備を図っていく必要。	36
(4) 移転価格税制	諸外国における法整備の動向や、我が国における移転価格の実態等を踏まえつつ、制度の整備を進めていく必要。	37
17 事業税の外形標準	(1) 今後とも、加算法による所得型付加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討していくことが必要。 (2) 業種別税負担や都道府県別税収の変動、赤字法人の税負担能力、個人や中小法人の取扱いなどについて、今後、更に検討を深めることが必要。	38

(出所) 税制調査会「法人課税小委員会報告」(平成8年11月) 88-93ページ。

全部で38であるが、その検討内容を表3-4-2に示した。例えば、収益・費用の計上基準(割賦販売や前払費用)や資産評価の問題、減価償却、経費としての妥当性など様々な項目が課税所得の計算上適正かどうか、恣意的でないかなどの視点から検討されている(金融派生商品の問題や連結納税も検討されたが、これらは後の項で説明する)。

その中で最も重要な論点となったのが、「引当金の廃止・縮小」であった。「法人税法」では、当時「貸倒」、「賞与」、「退職給与」、「製品保証等」、「返品調整」、「特別修繕」の六つの引当金が認められており、企業会計の費用収益対応の考え方から、これらの損金計上は合理的とされてきた。しかし、報告書はこれらについて、適正な税負担という税法の観点から見ると問題も多く、企業会計から離れて、縮減や廃止を含めた抜本的な改革が必要と結論付けている。例えば、貸倒引当金は法定繰入率に基づいて損失計上が行われるが、これが適正な費用・損失を超えた額になっている可能性があること、賞与・退職給与の

図 3-4-3 資本金階層別引当金利用法人割合

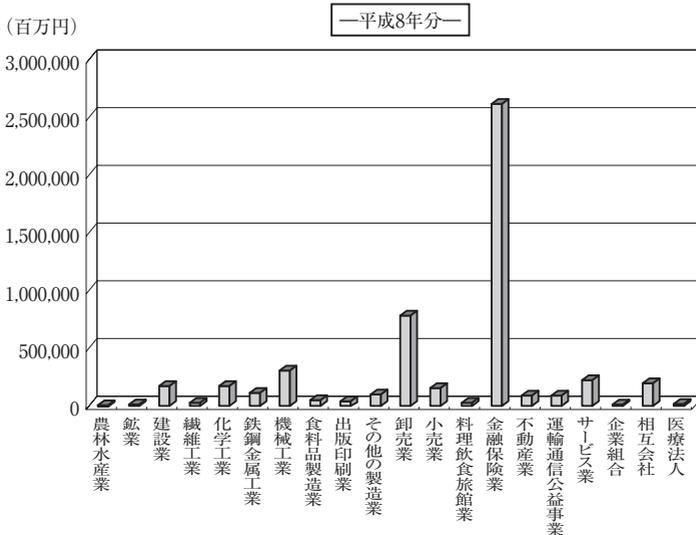


(出所) 税制調査会「税制調査会関係資料集」(平成10年3月) 202ページ。

引当金は翌期以降に支払われる賃金を今期の損失として認めるものだが、法人税の課税ベースは本来1年ごとに求めることを考えると疑問もあり、こうした税法の取扱いが賃金の支払い形態に影響を及ぼす可能性があるとして述べている。また、返品調整、特別修繕の各引当金は特定業種では重要であるものの、その計上の仕方について見直しが必要とされ、製品保証等引当金は廃止を検討すべき、とされた。

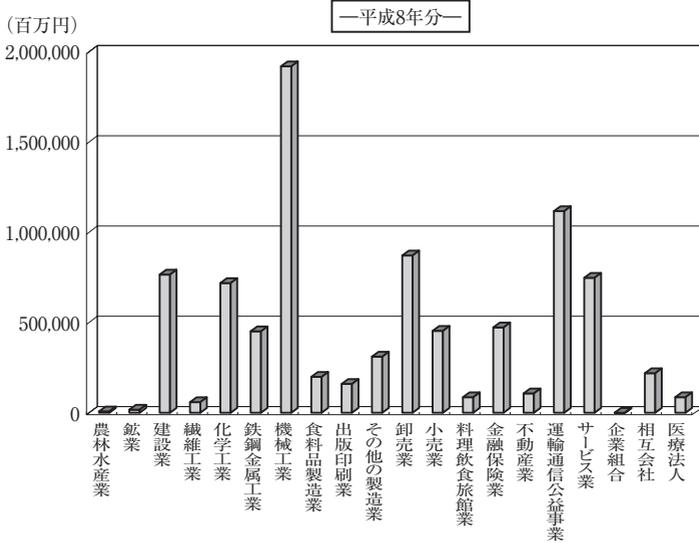
また、引当金のもう一つの問題として、図3-4-3、図3-4-4、図3-4-5、図3-4-6に示したように、その使用状況が大企業や特定産業に偏っており、その結果、産業構造にゆがみを与える可能性があるとして述べている。このように、報告書は引当金の大胆な縮減を提案したが、これに対しては、次の3で論じるように経済界から強い反発を招くことになる。

図 3-4-4 貸倒引当金残高（業種別）



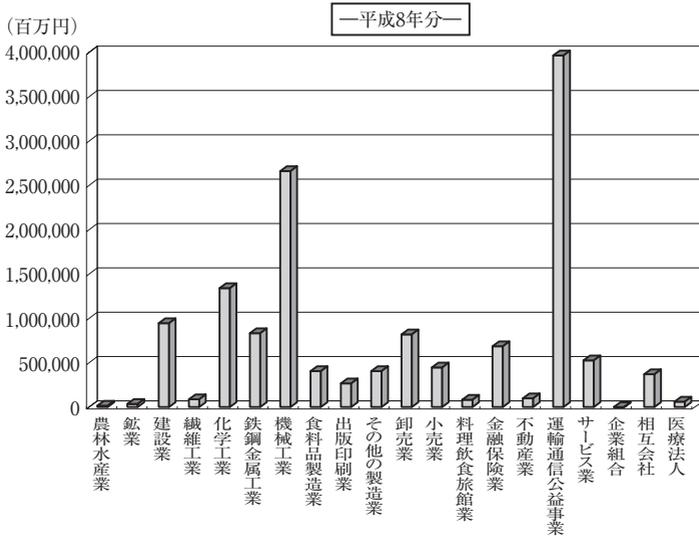
(出所) 国税庁『税務統計から見た法人企業の実態 (平成8年分)』(平成9年12月) 132-149ページにより作成。

図 3-4-5 賞与引当金残高（業種別）



(出所) 国税庁『税務統計から見た法人企業の実態 (平成8年分)』(平成9年12月) 132-149ページにより作成。

図 3-4-6 退職給与引当金残高（業種別）



(出所) 国税庁『税務統計から見た法人企業の実態 (平成8年分)』(平成9年12月) 132-149ページにより作成。

〔注〕

- 1) 『日本経済新聞』平成8年3月18日朝刊。
- 2) 薄井信明・元主税局長口述記録。
- 3) 尾原榮夫・元主税局長口述記録。
- 4) 薄井信明・元主税局長口述記録。
- 5) なお、『改正税法のすべて』（平成10年版）261ページに、法人税改革の動向に関する国際比較が示されている。
- 6) 税制調査会「法人課税小委員会報告」（平成8年11月）22-23ページ。
- 7) 同上25ページ。

3 平成10年度の法人税抜本改革

平成8年11月の政府税制調査会の「法人課税小委員会報告」を受けて、具体的な改革論議がスタートした。しかし、課税ベースの拡大に対する経済界の強い反発や景気動向の激変といった様々な出来事によって、改革は難航する。結局、紆余曲折を経て、1年後の平成9年12月ようやく改革案がまとまり、平成10年度税制改正として法人税の抜本改革が実現する。以下ではその政策決定過程を検討する。

まず、上記で述べた「税率の引下げと課税ベース拡大」という政府税制調査会の方針に対しては、経済界から強い反発が上がった。経済界は世界一高いとされる法人実効税率の引下げによる負担軽減を要求する一方、課税ベースの拡大、特に引当金の縮小に対し強く反発した。それに関して次のように報じられている。¹⁾

法人課税小委は現在、「特別修繕」「製品保証等」「返品調整」の3引当金の廃止と、「退職給与」「賞与」「貸し倒れ」の3引当金の縮小を検討中だ。

前3種の引当金については「廃止もやむを得ない」（大手企業幹部）との容認論も産業界に出ているが、問題は後者だ。

例えば、退職給与引当金。積み上げ方には「累積限度額基準」と「発生額基準」の2種類があり、どちらか低い方を取らなければいけない。

現行の「累積限度額基準」では退職給与支給額の4割までを非課税の引当金として認めている。これを3割まで引き下げようというのが政府税調の案だ。

これに対し、経団連の小畑氏は「退職金を払うなということか」と苦笑いする。

免税枠が10ポイント縮小するだけで、例えば東京電力で数十億円の負担増となるとみられるからだ。

その中で、「法人課税小委員会報告」を受けた平成9年度税制改正への具体案として、法人税率を1%引き下げ一方、貸倒・退職給与・製品保証等の各引当金を廃止・縮小して課税ベースを拡大し税収中立とする案が大蔵省・自民党税調で検討された。しかし引当金縮小に対し経団連などが強く反発、また、税率引下げもわずか1%にとどまるなど改正案そのものも中途半端として、結局、見送りとなった。²⁾

こうして法人税改革は平成10年度改正に持ち越されたが、依然、課税ベースを拡大せず税率だけを下げよう迫る経済界と、課税ベース拡大と税率引下げによる税収中立改革を主張する大蔵省の意見集約は進まなかった。当初、課税ベースの見直しに強硬に反対した経団連は、平成9年夏ごろよりその見直しを容認する姿勢に転じ、退職給与や貸倒の引当金の大幅縮小を認める一方で、事業税なども合わせた法人税の実効税率を2～3年で現行の49.98%から10%程度引き下げる「差し引き減税」を要望する姿勢を打ち出した。自民党の山崎拓政調会長が積極的にこれを支持する発言を行っている。³⁾ しかし、当時は「第2節 所得税その1」で述べたように橋本内閣の下で「財政構造改革法」の成立に向けた動きが進んでおり、こうした大胆な減税を行える状況にはなかった。大蔵省は法人税率を37.5%から2.5%下げて35%にする一方、その財源1兆円分を貸倒引当金や退職給与引当金の縮小、賞与・製品保証等引当金の廃止など、24項目の課税ベースの見直しで賄う法人税改革案を提示した（貸倒引当金は法定繰入率の引下げ、退職給与引当金は累積限度額の引下げを提案している）。引当金の廃止・縮小は平成10年度から6年で行い、それによる増収と税率引下げによる減税が相殺されるため、財政構造改革が完了する目標年である平成16年度までは税収中立、その後は税率引下げによる効果が大きくなり、減税となる案となっていた。

この案が軸となって更に検討が進むが、その後、税率引下げを強く求める経済界への配慮や、この年の秋以降、急速に悪化する景気状況が加味された。結局、税率の引下げ幅を2.5%から3%に上乘せし、更に地方税である事業税の税率を1%引き下げて11%にする一方、課税ベースも引当金の廃止・縮小を含

表 3-4-3 平成10年度の法人税制改革の概要

1 法人税の税率引下げ（主なもの）

	改正後	平成10年度改正前
基本税率	34.5%	37.5%
中小法人の軽減税率	25%	28%
（参考）法人課税の実効税率	46.36%	49.98%

2 課税ベースの適正化

3 実施時期

平成10年4月1日以後に開始する事業年度から適用

（注）引当金等の課税ベースの適正化については6年間の経過措置が講じられている。

（参考）法人税制改革による改正増減収額	（平年度）	〔平成10年度ベース〕
税率引下げ	△1.4兆円	～ △1.4兆円
課税ベースの適正化	1.1兆円	～ 1.2兆円
差引減収額	△0.3兆円	～ △0.2兆円

（出所）税制調査会「税制調査会関係資料集」（平成12年3月）1265ページ。

む20項目の見直しを行うことで、ようやく改革案が決定した。その概要は表3-4-3に示したが、税率の引下げで1兆4000億円の減収、課税ベースの拡大で1兆2000億円の増収となり、トータルでは税収中立ではなく2000億円の減税となる改革案となった（ただし、引当金の取崩しが終了する平成16年度以降は、課税ベースの拡大による増税効果が大きく縮小し、減税額は大きくなる。）。課税ベースの見直し内容は、具体的には以下ようになった。⁴⁾

(1) 引当金

- ・ 貸倒引当金の法定繰入率の廃止（中小法人については、繰入率割増特例制度の3年間延長）
- ・ 賞与引当金の廃止
- ・ 退職給与引当金の累積限度額を40%から20%に引下げ
- ・ 製品保証等引当金の廃止
- ・ 特別修繕引当金の積立割合縮減と租税特別措置への改組

(2) 減価償却

- ・ 建物の減価償却について定額法に限定するとともに耐用年数を短縮
- ・ 少額減価償却資産の取得価額基準を20万円未満から10万円未満への引下げ
- ・ 機械装置等に認められている初年度2分の1簡便償却制度の廃止
- ・ 営業権の償却を任意償却から5年間均等償却に変更
- ・ ファイナンス・リースにつき、非居住者等の国外業務用資産はリース期間定額法の採用

(3) 収益及び費用

- ・ 一定規模以上の工事について、工事進行基準の採用
- ・ 割賦販売について、割賦基準の廃止
- ・ 中小企業の実際費の損金不算入割合を10%から20%に引上げ
- ・ 役員の子供である使用人に対する過大給与の損金不算入

(4) その他

- ・ 上場有価証券について、切放し低価法を廃止
- ・ 土地を含む現物出資をした場合の課税繰延べ割合縮減措置の廃止
- ・ 75%超を外国株式等で運用できる投信を益金不算入の対象から除外
- ・ 租税特別措置の整理合理化
- ・ 利子・配当等に係る所得税額の控除等の特例制度の廃止
- ・ その他

先の法人課税小委員会で提案された38項目の課税ベースの改革項目と、実際に改革の対象となった20項目の課税ベースの改革項目を対比すると、表3-4-4のようになる。こうして成就した法人税改革について、主税局長であった薄井信明は次のように述べている。⁵⁾

このとき初めて法人税制改革の難しさを知りました。「法人税」は法人が事業経営をする上で考えておかなければならない条件であり、また、商法や会計原則と互いに密接に関係していますので、法人税制だけの立場で安易に改正すれば、思わぬ影響が経済全体に及びかねません。主税局はこの点を十分承知していましたから、じっくり議論することに努めました。今の経済産業省、当時の通産省さんもこの難問の解決にたいへん尽力してくれました。その意味では、この

表 3-4-4 法人課税の課税ベースの見直しの検討対象項目

法人課税小委員会報告 税制調査会 平成8年11月	<ul style="list-style-type: none"> ○ 費用・収益の計上基準（<u>工事</u>、<u>割賦販売等</u>、長期金融商品、短期前払費用、支払利子） ○ 資産の評価（<u>棚卸資産</u>、<u>有価証券</u>、<u>外貨建債権債務</u>） ○ <u>減価償却</u>、<u>リース資産</u>、<u>繰延資産</u> ○ 引当金等（<u>貸倒引当金</u>、<u>賞与引当金</u>、<u>退職給与引当金</u>、<u>製品保証等引当金</u>、返品調整引当金、<u>特別修繕引当金</u>、<u>準備金</u>） ○ 法人の経費（<u>役員報酬等</u>、<u>福利厚生費</u>、<u>交際費</u>、<u>寄附金</u>、<u>外国の罰金</u>） ○ <u>租税特別措置等</u>、<u>金融派生商品</u>、<u>欠損金の繰越し・繰戻し</u>、<u>法人間配当</u> ○ <u>企業分割・合併等</u>（<u>現物出資の課税の特例</u>、<u>合併清算所得課税</u>、<u>連結納税等</u>） ○ <u>同族会社に対する留保金課税</u>、<u>公益法人等</u>、<u>保険・共済事業</u> ○ <u>国際課税</u>（<u>外国法人に対する課税</u>、<u>外国税額控除</u>、<u>タックス・ヘイブン税制</u>、<u>移転価格税制</u>） ○ <u>事業税の外形標準課税</u> <p style="text-align: right;">____の項目を、今回の改革で改正</p>
-----------------------------	--

（出所）『改正税法のすべて』（平成10年版）262ページ。

改革は通産省さんとの合作ともいえます。

なお、先にも述べたように、経済界は更なる実効税率の引下げを要求したが、これについては、翌平成11年度改正以降、検討を続けることになった。ただし、成立したばかりの「財政構造改革法」による政策のしぼりで、単に税率引下げによる減税はできず、課税ベースの拡大も併せて行い、税収中立とする改革が求められた。しかし、課税ベースの更なる改革は難しく、地方税である法人事業税の外形標準課税の導入、すなわち、事業税の課税ベースを所得から付加価値や資本額など企業活動の規模を反映するものに変える改革案が浮上する。先に触れたように、日本の法人の6割以上は赤字で事業税を支払っていないが、そもそも、地方自治体が提供する公共サービスの対価である事業税は、収益の赤字・黒字に関係なく、事業規模に応じて負担を求めるべき、との主張は以前から強かった。赤字法人への課税強化を通じて生じた増収の範囲内で税率を下げる、という考えである。これについて、政府税制調査会は「平成10年度の税制改正に関する答申」で、翌年度改正を見据え、次のように述べている。⁶⁾

地方公共団体にとって重要な財源となっている法人事業税については、その

税の性格などから、従来から、外形標準課税の問題が議論されてきた経緯があります。

事業税が外形基準によって課税されることとなれば、事業税の性格が明確になるとともに、税収の安定性を備えた地方税体系が構築されるなど、地方分権の推進に資するものと考えられます。また、これに伴い、法人課税の表面税率（調整後）の引下げや赤字法人に対する課税の適正化にもつながるものと考えます。この場合において、具体的な外形基準については、利潤、給与、利子及び地代等を加算した所得型付加価値など、引き続き幅広く検討することが必要と考えます。その際、中小法人の取扱いや税負担の変動、他の地方税との関係などの課題についても検討すべきです。

地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。

ところが、次項で述べるように、アジア通貨危機以降の厳しい経済状況の中で、こうした赤字法人の課税強化を伴う改革は極めて難しいものとなる。そして、単純に法人税率のみを引き下げる改革への要求が更に強まっていく。

〔注〕

- 1) 『日本産業新聞』平成8年9月16日。
- 2) 例えば、『日本経済新聞』平成8年12月8日、10日の各朝刊など。
- 3) 『日本経済新聞』平成9年8月13日朝刊。
- 4) 『改正税法のすべて』（平成10年版）7ページ。
- 5) 薄井信明・元主税局長口述記録。
- 6) 税制調査会「平成10年度の税制改正に関する答申」（平成9年12月）6ページ。

4 平成11年度の「恒久的な減税」における法人税減税

（1）平成10年度改正以降橋本内閣の退陣まで

このように、平成10年度改正では平成11年度に向けて更なる法人実効税率の引下げという課題が残され、財政構造改革との兼ね合いからも、当初は事業税の外形標準化を伴う税収中立改革が有力な選択肢の一つと考えられた。しかし、平成9年秋のアジア通貨危機が株安を引き起こして日本にも波及し、経済は極めて厳しい状態に突入する。そして、「第2節 所得税その1」で述べたように、

平成9年12月に橋本首相が所得税の2兆円減税を急ぎ決断するなど、状況が激変する中で、単純に法人税率だけを引き下げるべきだという主張が強まった。(先の法人税抜本改革の影響を盛り込んで編成した)平成10年度の予算がまだ国会審議中である平成10年初頭の段階から既にそうした要望は高まり、例えば自民党の山崎拓政調会長による40%への法人実効税率引下げ発言が大きく報じられている。¹⁾ また、3月には経済団体との会談で、橋本首相が法人税の税率引下げに理解を示したとされ、²⁾ 加えて株安・円安・債券安のトリプル安の状況が発生するなど、景気の悪化は更に深刻となった。その後、平成10年度予算成立直後の平成10年4月9日の記者会見で、橋本首相は追加的な景気対応策として2兆円の所得税・住民税減税を発表したが、同時に法人税の実効税率を3年以内の早い時期に国際水準まで引き下げることを表明した。³⁾

同時に、法人に対する課税の在り方も極めて重要な問題です。今般、法人税率を3%引き下げましたけれども、私は今後3年のうちに出来るだけ早く、総合的な税率を国際的な水準に並べたい。国際水準並みにしたいと考えています。そして、こうした問題について、政府及び党の税制調査会に対して、早急な検討を開始するようにお願いしたいと思います。

この会見では、法人実効税率の引下げについてこれ以上言及しなかったが、当時は、単純な法人税率の引下げによる減税ではなく、あくまで税収中立をベースとする法人課税改革が念頭に置かれたと考えられる。すなわち、単に税率の引下げによる減税を実施すると赤字公債の大量発行が避けられず、少なくとも「財政構造改革法」の大幅な見直しが必要となるが、(「第2節 所得税その1」で述べたように)橋本内閣は当時、「財政構造改革法」は小幅な見直しにとどめて、基本的には財政構造改革路線を守る姿勢を示していた。こうして、地方税である法人事業税の外形標準課税の導入による増収と併せて税率を引き下げる改革の検討が開始される。政府税制調査会は平成10年4月に「地方法人課税小委員会」(石弘光小委員長)を設置し、議論を開始した。

しかし、厳しい経済状況の下で、こうした税制改革を実施することは、政治的には極めて困難であった。特に、事業税の外形標準化は赤字企業への課税強化につながるため経済界からの反発が強く、特に赤字企業の比率が高い中小企

業の反発は強烈だった。その反発の強さを、日本商工会議所会頭の稲葉興作の新聞インタビューに垣間見ることができる。⁴⁾

外形標準課税の定義、その課税方式がまだ明示されていないので申しにくい点もあるけれども、やはり賛成できません。

なぜか。まず第1に、労働集約的で付加価値の少ない中小企業は結果的に増税となり、かつ増大した税負担は所得に関係なく固定化されること。2番目に、大企業と中小企業の税負担割合は現在6対4といわれていますが、外形標準（利潤、給与、利子、賃貸料）課税が実施されると4対6に逆転するという試算結果もある。3番目に、会社設立当初はどの会社も赤字に決まっているから、その税負担に耐えられるのかどうか、という問題もある。

こうして、（外形標準課税の導入を伴わない）法人税率引下げへの要求は日に日に強まるばかりであった。そして、議論の流れを決定的にしたのが、平成10年7月の参議院議員選挙での自民党敗北と橋本内閣の退陣である。「第2節 所得税その1」で述べたように、選挙の自民党の敗因は、金融機関が破綻するなど前年秋以降経済が危機的状況に陥る中で、財政構造改革路線に固執する橋本内閣の「経済失政」にあるとされ、この結果、景気対策のための大幅減税の実施が避けられない状況となった。その中で、中小企業の負担を増やす外形標準課税の導入を打ち出す状況でなくなったことは、もはや明白であった。当時の雰囲気は以下の記事で伝えられている。⁵⁾

外形標準課税は都道府県の税収の柱である法人事業税の課税標準を所得以外にも広げるといふもの。給与や従業員数、事業面積などが課税対象として検討されている。自治省は戦後間もないころから導入を働きかけてきたが、利益を生んでいない赤字企業も課税対象となるため、中小企業が強く反発。政府税制調査会に数度にわたり出した要望は、いつも葬られてきた。

ただ今年はちょっと事情が違っていた。自治体の財政事情の急激な悪化などを踏まえ、政府税調が99年度〔平成11年度〕税制改正の主要議題として外形課税を取り上げることを決定。〔平成11年〕4月に導入の具体策を練る地方法人課税小委員会を立ち上げたからだ。

自民大敗の原因の一つは、有権者が同党の税制に対するスタンスに「ノー」

を突きつけたためといわれる。党内では恒久減税や法人課税の実効税率の引き下げは声高に主張しても「外形課税を導入すべき」との意見はなりを潜めている。

次期自民党総裁に立候補した小淵恵三外相や梶山静六前官房長官も17日の記者会見で、法人実効税率の引き下げは公約したが、その前提となっているはずの外形課税については一切触れなかった。

こうして、財政構造改革路線の転換と、法人税率の引下げによる減税は決定となった。

(2) 平成11年度の恒久的減税による法人税率の引下げ

その後、自民党総裁選に勝利し首相に就任した小淵恵三は、景気回復を優先させるため財政構造改革路線を撤回し、所得税・住民税4兆円に加え法人税も2兆円減税することを明言する。具体的な方法は小淵首相に乞われる形で入閣した宮澤喜一蔵相を中心に検討されたが、いずれにしても今回の税制改正は景気対策であり、外形標準課税導入のような税構造改革は景気回復後に行うことが改めて強調された。先に橋本前首相の下で法人税の実効税率を現行の46.36%から3年以内に40%近くにまで下げる方針が表明されており、結局、法人税や事業税の税率を単純に引き下げる方向で議論が進んでいった。その結果、国と地方を合わせた法人所得課税の減税は2.3兆円（ただし、後に述べる投資促進などの政策減税は含まず）に及ぶことになる。最後まで残った論点は、所得税の場合と同じように、国税と地方税の減税の割合をどう割り振るかであったが、最終的に国の法人税の税率を34.5%から30%に下げ、地方税である事業税の税率を11%から9.6%に引き下げることで決着した。また、中小法人に適用される法人税の軽減税率も、25%から22%に下げられた。

今回の減税は、この点も「第2節 所得税その1」で述べたように減税の期限を定めない点で従来の特別減税とは異なるが、厳しい財政事情についても考慮して「恒久減税」とはせず、景気が回復次第減税を取り止める、という「恒久的な減税」の一環で実施された。そのため、法律上は租税特別措置の対応ではなく、法人税の本法改正でもなく、特別な法律（「経済社会の変化等に対応して早急に講ずべき所得税及び法人税の負担軽減措置に関する法律」）の制定で対応がなされた。もっとも、法人税率は国際的に高く、今回の税率引下げはそれを

国際水準に近づける点で税構造改革の一環であり、「恒久減税」として法人税の本法改正で行う案もあったようである。しかし、(本法改正による)抜本改革ならば、税率引下げとともに事業税の改革等も行われるべきであり、それは景気回復後に改めて検討するとの考えから、所得税減税と同様に特別の法律で対応することになった。⁶⁾ ただし、後の平成18年度改正で、この税率が「法人税法」の本則税率となっており、今回の税率引下げは事実上「恒久減税」となった。

最後に、こうした法人税率の引下げに対する政府税制調査会の評価について述べておく。政府税制調査会は「平成11年度の税制改正に関する答申」で、以下のように述べている。⁷⁾

このように、法人課税の税率を国際的な水準に引き下げることは、わが国企業が国際競争力を十分発揮できるようにするという観点から評価すべきものと考えます。なお、こうした実効税率の引下げは、構造改革の一環として、将来の企業活動の活性化を図る観点からも評価できるのではないかと、また、景気の状態が非常に厳しい中で、法人課税の税率引下げは企業の内部留保の確保につながり、ひいては設備投資が促進される効果も期待されるとの意見がありました。

これに対し、そもそも法人課税の税率水準は国際的に区々であり、国際的水準は必ずしも一義的には言えないのではないかと、法人課税は平成10年度に税率の引下げを行ったばかりであり、更なる引下げはその効果を見極めた上で考えるべきではないかと、法人課税の税率引下げを行っても設備投資や配当に回るとは限らず、景気対策としてはその効果は限定的ではないかなどの意見がありました。

一方、平成10年度の法人税改革時に主税局長を務めた薄井信明は、減税が経済を上向かせる結果を持たなかったとした上で、以下のように述べている。第1章でも引用したが、象徴的なコメントなので、もう一度示す。⁸⁾

この一件は、これからは法人税収に多くを期待しないという方向に舵を切る契機となったともいえます。かつて、日本がまだ貧しくどん底から高度成長を遂げていた頃には、法人税収には、所得税減税や増加する社会保障支出の財源

として、頼りっぱなしでした。ところが、企業活動や経済取引がボーダレス化し、日本が経済大国の一角を占めるようになると、国境を越えての移動が容易な法人所得に重い負担を求め続けることは難しくなってきました。小渕内閣の「法人税」の大減税は景気対策ではありましたが、効果としては国際的に見て重くなっていた法人所得負担を一挙に調整する役割を果たしたのかもしれませんが、もっとも、そうであるならば、必要な税収の確保という観点からは、その分を個人の所得課税や消費課税で補填しなければならないのですが、今日に至ってもそういう状況にはなっていません。

〔注〕

- 1) 『日本経済新聞』平成10年1月26日朝刊。
- 2) 『日本経済新聞』平成10年3月10日夕刊。
- 3) 内閣府大臣官房監修『橋本内閣総理大臣演説集（下）』（平成13年、日本広報協会）1148ページ。
- 4) 『日本経済新聞』平成10年7月5日朝刊。
- 5) 『日経金融新聞』平成10年7月20日。
- 6) 尾原榮夫・元主税局長口述記録。
- 7) 税制調査会「平成11年度の税制改正に関する答申」（平成10年12月）8ページ。
- 8) 薄井信明・元主税局長口述記録。

5 投資促進税制や中小企業負担軽減等の政策減税

これまで述べたように、平成11年度税制改正で「恒久的減税」による法人税率の引下げが実施されたが、景気の状態は極めて厳しく、減税はこれにとどまらなかった。すなわち、平成10年春から平成12年度にかけて様々な政策減税、具体的には企業の投資促進税制や、中小企業支援を目的とした政策減税が次々と打ち出された。以下では、これらの政策決定過程を(1)企業の投資促進税制、(2)中小企業支援を目的とした税制改正、に分けて説明する（なお、ほかにも住宅取得促進税制の拡充などが行われたが、それについては「第3節 所得税その2」で検討する。）。

（1）企業の投資促進税制の実施

最初に、企業の設備投資や研究開発投資を促進する税制の拡充について述べ

る。平成9年秋以降の景気悪化に対し、こうした政策減税が打ち出された第一のタイミングは、平成10年4月の橋本内閣による「総合経済対策」時（2回目の所得税・住民税2兆円減税の実施時）、第二のタイミングは平成11年度税制改正時（「恒久的減税」と同時に法案処理）であった。我が国では、投資促進減税は、既存の租税特別措置を期限付きで拡充して行うことが多かったが、そうした租税特別措置は「不公平税制」の象徴とされ、平成に入って以降、縮減が続いていた。しかし一方で、景気対策として実施する場合は、「収税ロスが少ない割に景気への効果が高い」とされ、過去には第2章で述べたように、バブル崩壊直後の不況時に、中小企業向けの投資促進減税などが実施された。この時は15年ぶりの赤字公債からの脱却を果たした直後であり、赤字公債依存への逆戻りを避けるために大規模な収税ロスを伴う所得税減税が難しく、政策減税が選択された経緯がある。

次に、今回の不況時に実施された2回の投資減税の内容を説明すると、まず、その1回目（平成10年4月）は、先のバブル崩壊直後の減税と同様に、厳しい財政状況と景気対応との狭間で苦しい判断の下に実施された。すなわち、経済が危機的状況に落ち込む中で、橋本内閣は財政構造改革路線を堅持する意向を示したため、景気対応のための大規模な減税は実施不可能であった。そこで、「財政構造改革法」を大きく修正せずに減税を実施できる苦肉の策として、所得税・住民税の2兆円減税と併せて、減税額が少ないが効果は大きいとされた投資促進減税を実施することになった。その主要な内容は次の2点である。第一に、中小企業（青色申告者）の試験研究費に対する特別税額控除の拡充、すなわち、中小企業が試験研究費を計上した場合、その一定比率を税額控除できる（中小企業技術基盤強化税制）が、その比率を6%から10%に引き上げる、というものである。第二に、これまでの中小企業等（青色申告者）の機械の特別償却制度（230万円以上の事業用機械の購入に対し、初年度に11%の特別償却を認める制度）を包含する形で中小企業投資促進税制を創設した。その概要は、1台230万円以上の機械や100万円以上の事務処理用の器具・備品を中小企業が事業用に購入した場合、その取得価額の30%の特別償却、若しくは7%の特別税額控除の選択適用を認めるものである。¹⁾ これによる減税額は1000億円程度とされた。²⁾

次に、平成11年度改正で実施された2回目の政策減税について述べる。この

減税は、「財政構造改革法」が凍結された後、所得税・法人税の「恒久的減税」と併せて国会に提出され、成立した。この時の減税で話題となったのが、いわゆる「パソコン減税」（特定情報通信機器の即時償却）であった。すなわち、企業（青色申告者）が100万円未満の情報通信機器（パソコンやプリンタなど）を購入した場合、それについて即時償却を認める、というものである。当時、パソコンが普及し始めた時期であり、こうした「パソコン減税」の実施に備えて家電量販店各社が販促活動を活発に行ったことが新聞などで大きく報道されている。³⁾

一方、平成11年度に実施されたもう一つの政策減税は、増加試験研究費に対して認められる特別税額控除の拡充である。従来は、過去の当該企業の事業年度のうち、試験研究費が最大であった年度と比べて試験研究費が多かった場合に、その過去の試験研究費を超えた分の20%を税額控除とすることを認めるものであった。しかし、こうした制度は、バブル期に積極的に研究開発投資を行い、その後景気の悪化に伴って研究開発を選別的に実施する企業には（試験研究費が過去最大にならず）適用されなかったため、改正されることとなった。具体的には、過去5年間の各事業年度から試験研究費が多い3事業年度を取り出し、当該年度の試験研究費がその3事業年度の平均額を超える場合（かつ過去2事業年度の試験研究費よりも当該年度の試験研究費が多いことを条件に）、その超える部分の15%を税額控除として認める制度に変更した。この増加試験研究費に関する制度改正は、景気対策ではなく「社会経済情勢の変化への対応」の一環として実施されたが、一方で、研究開発投資の促進による厳しい景気状況への対応との側面も併せ持ったと思われる。減税額はこれらの投資促進税制全体で5000億円程度と見積もられた。⁴⁾

一連の政策減税はいずれも当初、期限1・2年の短期間で実施された。そのうち、「パソコン減税」（特定情報通信機器の即時償却）は平成13年度税制改正で廃止されたが、それ以外の多くは、若干の手直しを経て（若しくは増加試験研究費の税額控除のように、制度が大きく拡張されて）期限延長を繰り返し、本書執筆段階でも依然、適用され続けている。

（2） 中小企業支援を目的とした税制改正（平成12年度税制改正）

平成11年に入ると、平成9年秋からの厳しい経済状況はやや落ち着きを見せ

たが、景気は依然予断を許さない状態であった。小渕内閣は平成11年3月以降、産業界代表と閣僚で構成する「産業競争力会議」で景気回復へ向けた政策議論を開始、8月に企業の事業再構築を支援する「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法」（平成11年法律第131号）（以下では、「産業再生法」と表記することがある。）を制定するなどの対応を行った（この問題は「企業再編税制」導入と関連するため、次の第5節で触れる）。しかし景気は依然厳しく、更なる対応が必要であり、新たな施策の一つとして、中小企業やベンチャー・ビジネスの活性化が浮上した。小渕内閣は平成11年秋の臨時国会を「中小企業国会」と位置付け、「中小企業基本法」（昭和38年法律第154号）や一連の中小企業関連立法の改正を行ったが、そうした事情から、中小企業税制は平成12年度税制改正の重要テーマに浮上する。以下では、その概要を簡単に説明する。

まず、「中小企業基本法」の改正が行われ、それまでの「中小企業」の定義が大きく拡張されたが（表3-4-5）、これによって、これまで「中小企業」に適用された税制上の優遇措置の対象が自動的に拡張されることで減税が実施された。また、平成10年及び平成11年に期限付きで実施された中小企業投資促進税制などは、いずれも期限延長となった。

その上で、中小企業やベンチャー・ビジネスに対する次の3点の税制改正が注目された。第一に「同族会社の留保金課税の改正」、第二に「エンジェル税制の拡充」、第三に「相続税の事業承継税制」である。このうち「エンジェル税制の拡充」は「第3節 所得税その2」で、第三の「事業承継」は「第9節 相続税・贈与税」で扱う。したがって、以下では「同族会社の留保金課税の改正」について説明する。

まず、「同族会社の留保金課税」の制度概要を述べる。この制度は「同族会

表 3-4-5 中小企業者の定義

	改正前		改正後	
	資本金	従業員数	資本金	従業員数
鉱工業等	1億円	300人	3億円	300人
卸売業	3000万円	100人	1億円	100人
小売業	1000万円	50人	500万円	50人
サービス業	1000万円	50人	500万円	100人

（出所）『改正税法のすべて』（平成12年版）48ページ。

社」(株主等が3人以下、若しくは一族関係者等が50%以上の株式を保有する会社)が所得を配当で分配せず法人に留保した場合、一定額以上の留保所得(課税留保金額)に対して通常の法人税率に上乗せして課税を行う制度であり、その概要は以下のとおりである。

- ① 所得等のうち留保した金額－法人税及び法人住民税の額＝留保金額
- ② 留保金額－留保控除額＝課税留保金額
ただし、留保控除額は次の金額のうち最も多い金額
 - ・所得基準額(所得等の金額×35%)
 - ・定額基準額(年1500万円)
 - ・積立金基準額(期末資本金の25%相当額－利益積立金額)
- ③ 課税留保金額×税率(年3000万円以下の部分：10%、年1億円以下の部分：15%、年1億円超の部分：20%)＝特別課税による税額(すなわち、留保金課税額)

制度の目的は、個人形態と法人形態の税負担の差を調整することで、富裕層の節税を防止することにあるとされた。本来、法人は利益の一部を配当として株主に分配する必要があるが、家族等が株主である同族会社の場合、その必要はなく、利益の大半を法人に留保し、それによって配当を分配した場合に課税される所得税を回避できる。すると、家族で事業を行う場合、事業形態をあえて法人形態とし、その上で所得を法人に留保すれば、個人形態を選択した場合に適用される所得税の最高税率よりも税率が低い法人税を支払うことでトータルの税負担を軽減できる。留保金課税の目的は、一定額以上の留保金に課税することで、こうした富裕層の節税行為を抑制することであった。

現実には、先の制度概要で示したように、留保控除による課税免除額が大きく(少なくとも留保額1500万円までは課税されない)、実際に課税される同族法人は平成13年で約7万3000社にとどまり多くなかった(平成13年で課税が適用された企業は約7万3000社にとどまった)が、⁵⁾ それでも制度に対しては通産省や中小企業から強い批判が出ていた。ベンチャーの成長・発展を阻害しているとの立場から、日本商工会議所のアンケート調査でも7割以上の商工会議所がその撤廃を求めるなど、中小企業からの廃止要望も極めて強かった。⁶⁾ そのため、

中小企業の活性化が大きな論点となった平成12年度税制改正で、その在り方が論点の一つに浮上した。

一方で、主税局や政府税制調査会の立場は、留保金課税の縮減は景気対策の減税と同列に扱うべきではなく、税理論の点から認めることはできない、というものであった。すなわち、法人と個人に対する税が（法人税と所得税として）異なる以上、それらで違いが生じるのは必然であるが、その中間である個人企業は法人・個人の企業形態を自由に選択して、その違いを節税に活用できる。しかし、経済活性化など政策的に法人に認められる優遇措置は実施する一方で、それが個人の租税回避手段に活用されることについては、経済政策と別の次元の問題として厳しく取り締まるべきだとの考えである。実際、政府税制調査会は平成8年11月に発表した「法人課税小委員会報告」で、次のように述べている。⁷⁾

留保金課税制度は、同族会社の過大な所得の留保部分に対して一定の課税を行うことにより、間接的に配当支出の誘因としての機能を果たしつつ、法人形態による税負担と個人形態によるそれとの負担差を調整しようというものである。現行の法人税と個人所得税の基本的仕組みを前提とする以上、当然に必要とされる制度である。

このように、留保金課税の縮減には異論もあったが、厳しい経済状況の下で中小企業・ベンチャー支援が重要な政策課題となった経緯より、平成12年度改正での一定範囲の課税縮減は避けられなかった。具体的には、設立後間もない中小企業や新規性のある事業を行うベンチャー企業への支援を重点化するという考えから、設立後10年以内の中小企業⁸⁾と「新事業創出促進法」（平成10年法律第152号）⁹⁾の下で「新事業分野開拓」事業者に認定されたベンチャー企業に対し、留保金の課税が免除されることになった。

このように、留保金課税の問題は法人と個人の中間に位置する中小企業税制の難しさを端的に表すが、その後も経済が上向かない状況の下で、議論のせめぎあいが続くことになる。この数年後、更に留保金課税の課税対象は限定され、最終的に平成19年度改正で中小企業に対してこの制度は廃止される。¹⁰⁾ その過程は別の機会に検討する。

〔注〕

- 1) ただし、資本金3000万円超の企業には、税額控除の選択は認められない。
- 2) 『改正税法のすべて』（平成10年版）12ページ。
- 3) 『日経流通新聞』平成11年4月8日。
- 4) 『改正税法のすべて』（平成11年版）11ページ。
- 5) 川口真一「同族会社の留保金課税に関する実証分析」（日本財政学会編『財政研究』第4巻（平成20年8月、有斐閣））134ページ。
- 6) 『日本経済新聞』平成11年10月29日朝刊。
- 7) 税制調査会「法人課税小委員会報告」（平成8年11月）67ページ。
- 8) ここでの「中小企業」は厳密に言えば、「中小企業基本法」の定義と同一ではなく、「新事業創出促進法」が規定する中小企業である。その定義については『改正税法のすべて』（平成12年版）288ページを参照のこと。
- 9) ベンチャー企業促進を目的として、平成10年秋の臨時国会で成立した。新商品の生産など新たな事業創出促進を目的としており、主務大臣に事業計画などを提出し、認定された事業者には「商法」や税制などの優遇措置が適用される。
- 10) より正確に述べると、資本金1億円以下の企業が対象から外された。

6 法人事業税の外形標準課税導入議論

次に、法人事業税の外形標準課税導入議論を説明する。4で述べたように、事業税の外形標準化は平成11年度改正で一時的に論点となるが、景気が急激に悪化する中で中小企業の反発が高まり、早々と見送られた。しかし、景気悪化で法人課税の税収の減少に悩む都道府県は、赤字法人も課税対象となり税収が安定的に確保できる事業税の外形標準課税の導入を強く要望し、その後も政府税制調査会などで課税方法に関する検討が行われる。しかし、経済界の反対は強く、経済が上向かないこともあって、その導入機運は盛り上がりせず、最終的に制度導入は平成15年度税制改正（実施は平成16年4月）、すなわち、本書の範囲外まで持ち越される。しかし、そこに至るまでの過程では様々な紆余曲折があり、以下では本書の範囲である平成12年度までを中心に、その動きを追ってみたい。扱うトピックスは2点、第一に政府税制調査会の地方法人課税小委員会による報告書の発表、第二に石原慎太郎東京都知事による大手金融機関を対象とした外形標準課税の導入問題である。なお、平成15年度改正における外形標準課税の導入決定についても、本書の範囲を超える期間ではあるが簡単に触れておく。

(1) 政府税制調査会の地方法人課税小委員会における検討内容

事業税の「外形標準課税」とは、その課税ベースを所得から付加価値や資本額など企業活動の大きさをより反映するものに変えることである。この問題の根底には、表3-4-6に示したように、約3分の2の企業が赤字で事業税を払っていないことがあった。それが地方自治体の税収減少を引き起こしている一方、赤字企業であっても自治体が提供した公共サービスから便益を受けているはずだ、といった点が課税の根拠とされた。また外形標準化による赤字法人への課税強化で税収を増やし、それを基に税率を下げれば、税制の効率化につながるとされた。しかし、他方で外形標準課税を実施する場合の課税ベースを具体的に何にするかについての検討は進んでいなかった。先に述べたように、この点は平成10年の春に立ち上げられた政府税制調査会の地方法人課税小委員会で検討されるが、その議論が後の改革に影響を与えることになる。以下では、地方法人課税小委員会が平成11年7月に発表した報告書の内容を説明する。

既に述べたように、平成11年度税制改正で外形標準課税の導入が厳しい経済状況の下で早々と見送られたこともあり、地方法人課税小委員会の検討は平成10年4月から平成11年度税制改正をまたぎ、1年を超えるものとなった。こうした状況を踏まえ、平成10年12月に出された「平成11年度の税制改正に関する答申」で、政府税制調査会はこの問題を今後の検討課題として位置づける姿勢を明確にしている。¹⁾

法人事業税については、平成11年度税制改正において、その税率を10年度に引き続き更に引き下げ一方で、現下の経済情勢等に鑑み、外形標準課税の導入については見送ることとされたところだ。

しかしながら、外形標準課税は地方に適した税体系の一つであり、導入を急ぐべきであるとの意見が多く出されており、当調査会としては、都道府県の税

表 3-4-6 利益法人及び欠損法人の状況
(平成9年度道府県税の課税状況等に関する調より)

法人数	利益法人数	利益法人比率	欠損法人数	欠損法人比率
社 2,430,267	社 892,193	% 36.7	社 1,538,074	% 63.3

(出所) 税制調査会「地方法人課税小委員会報告」(平成11年7月) 7ページ。

取の安定化を通じて地方分権の推進に資するものであること、応益課税としての税の性格の明確化につながること、税負担の公平化に資すること等の観点から、早急にその方向性を示すべく、引き続き検討を進める必要があると考えます。

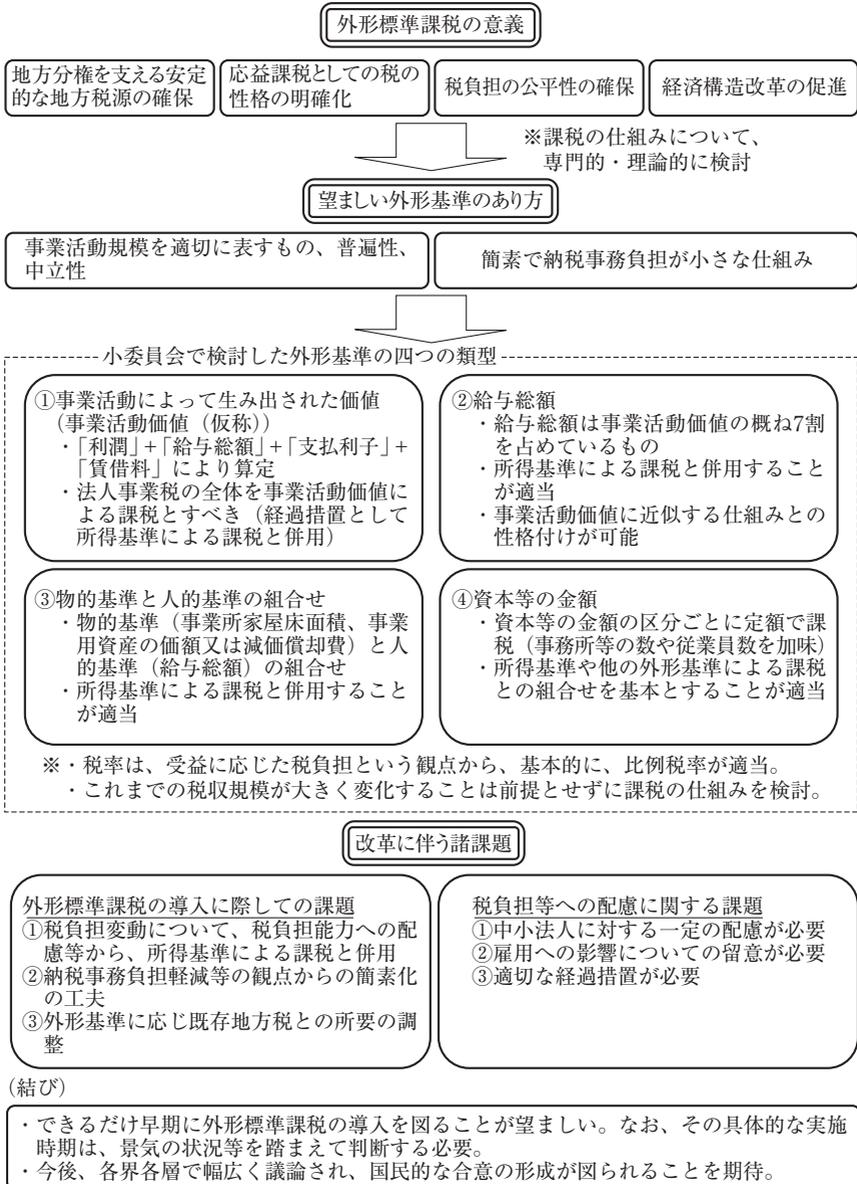
そのため、引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。

最終的に地方法人課税小委員会は、合計17回の審議と海外調査を経て、平成11年7月に「地方法人課税小委員会報告」を発表し、具体的な課税方法の検討や残された課題の整理を行った。以下では、その内容に関して簡単に検討する。

報告書の内容は図3-4-7でまとめられている（図1-13-1で示したが再掲する）。すなわち、最初に「外形標準課税の意義」の部分で導入意義を整理した後、「望ましい外形基準のあり方」の部分で課税ベースに関する四つの類型を検討している。その上で「改革に向けた諸課題」の部分で残された課題を整理し、それを解決するための取組みを記している。「導入の意義」の内容はこれまで述べたとおりであり、以下では繰り返さない。報告書で注目すべきは、次の「望ましい外形基準のあり方」で具体的な課税ベースの4類型を提示したことであり、それについて少し詳しく論じていく。

まず報告書は、ふさわしい課税ベースの指標として、事業活動の規模を適切に反映するとともに、特定の業種に偏らない普遍的な基準であり、かつ企業行動に中立的な指標が望ましい、と述べている。その上で四つの課税ベース、すなわち、「事業活動によって生み出された価値」、「給与総額」、「物的基準と人的基準の組合せ」、「資本等の金額」について具体的な検討を行っている。まず1番目の「事業活動によって生み出された価値」とは、企業の利潤に給与総額、支払利子、賃借料を合計したものであり、いわゆる「所得型付加価値」である。次に、2番目の「給与総額」はこの「所得型付加価値」の大部分を占めているため、「給与総額」による外形標準課税と現行の企業利潤への事業税を組み合わせることで、「所得型付加価値」に近い課税が可能となるとされた。3番目の「物的基準と人的基準の組合せ」は、事業所用家屋の床面積などの物的基準と給与総額などの人的基準を併せた額への課税であり、これと現行の企業利潤

図 3-4-7 「地方法人課税小委員会報告」のあらまし（再掲）



に対する事業税を併せることで、やはり「所得型付加価値」に近い課税となると考えられた。そして、4番目の「資本等の金額」については、ほかの外形基準や利潤に対する課税と組み合わせることが想定された。

上記から分かるように、報告書は事業活動の大きさを最も適切に表現するものとして、1番目の「所得型付加価値」への課税が望ましいとしつつ、2番目から4番目の基準では、複数の課税方式を組み合わせることで、それに近い課税を行うことを念頭に置いた。1番目の「所得型付加価値」は課税方式が複雑になることから、それを緩和する手段として2番目から4番目の課税方式が提案された。

報告書はこうした課税ベース案を示した上で、制度導入に向けた諸課題を整理している。そこで挙げられた課題の中で重要な点の一つは、外形標準課税の導入で税負担の急激な変化が起きないようにすることであった。その対処として、一気に外形標準課税に全面移行するのではなく、これまでの利益に対する事業税も部分的に残し、外形標準課税と併用することを提案している。次に二つ目の課題は、中小法人や創業直後の企業といった、赤字の比率が高い企業への配慮をどのように行うかであり、この点は経済界からの反発が最も強く、従来からネックとなっている問題であった。報告書は、課税ベースを外形標準とすることで中小企業の税負担はその活動規模に見合ったものにとどまることを強調し、中小企業であることだけをもって負担軽減措置を設けるべきではない、との意見が強かったと述べている。しかし一方で、急激な負担増を避けるために、制度導入時には一定の配慮が必要、としている。三つ目の課題は、企業が支払う給与に対し課税されることから、雇用に悪影響を及ぼす可能性があることであり、この配慮を行うべきことを述べている。

このように、報告書は課税の方法に関して一定の方向性を打ち出したが、具体案を提言するには至らず、今後の検討に委ねられた。しかし、報告書が述べた「所得型付加価値」への課税を中心とする考え方や、外形標準課税と従来の利潤への課税を組み合わせるという2点は、結果的にその後の検討案に引き継がれていく。その点で報告書は、実際の制度設計に大きな影響を与えたと考えることができる。

(2) 東京都による銀行への外形標準課税導入問題

「地方法人課税小委員会報告」の発表(平成11年7月)後も、外形標準課税に対しては依然、経済界からの反発が強く、景気の問題もあって平成12年度税制改正でも導入は早々に見送られた。こうした状況に大きな一石を投じたのが、平成12年2月の石原慎太郎東京都知事による大手銀行への外形標準課税(いわゆる「銀行税」)導入の発表であった。金融危機以来の累積損失で大手銀行は事業税をほとんど納税していなかったが、これに対し石原都知事が課税を行うことを決定した。この決定は世論の支持を受け、都議会での可決を経て、4月より課税が実施された。しかし、銀行側が起こした行政訴訟の一・二審で東京都は敗訴、最高裁で東京都と銀行は税率を大きく下げる形で和解し、東京都は徴収済みの約2300億円の税収を返還することとなった。この出来事はマスコミにも大きく取り上げられ、国や他の自治体への政策的な波及効果も大きかった。以下では、この問題の経緯を検討する。

東京都がこうした独自課税の検討を始めた原因は、その厳しい財政状況であった。長引く景気低迷で地方自治体の財政は大きく悪化していたが、特に東京や大阪といった都市部では法人関係の税収が大きく落ち込み、厳しい状況に追い込まれていた。これについて石原都知事は、銀行税導入を発表した直後のインタビューで次のように答えている。²⁾

東京都は財政再建団体への転落を免れるかどうかの瀬戸際にある。今年は、財源が3200億円も足りなかったところを、全職員の給与カットなど相当なリストラをやり、何とか急場をしのいだ。しかし、来年はどうなるか分からない。相変わらず、土俵際で徳俵に足がかかっている。

東京都は法人事業税を、税収が景気で大きく変動しない外形標準課税にするよう以前から求めていたが、政府の動きは鈍く、平成11年の夏ごろより都知事を中心とするごく少数で「新税」の検討を始めたという。³⁾ 大手銀行を対象とした理由として、金融危機への対応などの際に大手銀行が多額の公的資金の注入を受けた一方で、「行政サービスの対価」とされる法人事業税をほとんど納税していない事情があった。石原都知事はインタビューでこの点を、次のように答えている。⁴⁾

金融界の現状は批判されるべきだ。私以上に国民、都民がそう感じている。税金を納めていないのに配当しているし、人員整理も十分ではない。役員の数を見ても、都の理事クラスは職員1500人につき一人だが、銀行の重役は社員300人当たり一人いる。給料もきわめて高い。なぜ銀行だけがいい思いをしているんだ、という気持ちが世間にある。

具体的な課税の根拠は、以下のように決まるとされる。すなわち、大手銀行が過去15年間に支払った事業税額の年平均額が約1000億円であったため、その金額相当の税負担を求めることとし（平成12年度に銀行業界が支払う法人事業税収はわずかに30億円であった）、具体的には資金量5兆円以上の大手銀行（約30行）に対し、銀行の利益である業務純益に人件費等の経費を加えた業務粗利益（ただし、事業所数や従業員数に基づいた分割基準を用いて、その東京都の割合を計算する）に税率3%をかける方法がとられた。課税の期限は5年に設定された。

その上で注目されたのは、課税の法律的根拠であった。「地方税法」（昭和25年法律第226号）第72条では、電力・ガス・生命保険と損害保険の4業種以外は、事業税の課税ベースを企業所得とすることが定められているが、その19項に「事業の状況に応じて」事業税の課税ベースを外形標準にすることができる、との規定があった。東京都は事業税収の急激な減少を「事業状況の変化」と捉え、これを根拠に条例で東京単独による課税の実施を考えたのである。法律적으로는有効であり、同時に新築住宅の固定資産税減免などを行ったこともあって、世論の強い支持を受け、自民党から共産党まで都議会の各会派が賛成を表明した。その結果、法案は可決・成立、4月からの実施が決定した。石原都知事はこうした状況を「ヘッドスライディングでホームスチールみたいなもんだね」と評している。⁵⁾

しかし、こうしたやり方に対する反発ももちろん大きかった。経済界は強く反発し、マスコミの反応もかなり否定的であった。例えば『日本経済新聞』は、「石原都知事の投じた一石」と題した以下のような社説を掲載している。⁶⁾

いかにも剛球派の石原都知事らしい。ほかの知事だったら、どんなに財政難にあえいでいても、こんな行動は起こさない。ひたすら国に地方税の増収策を陳情し、それがだめなら補助金や地方交付税、あるいは地方債の増額を頼み込

むのが知事たちに共通した行動様式である。

地方自治とか地方分権とか言いながら、その根幹である地方税制は国任せ。事業税の課税標準を法人所得以外に求める外形標準化論議も国任せの典型例となってきた。政府税制調査会は約1年半かけて昨年7月、外形標準の類型として事業付加価値、給与総額、給与総額と事業面積の組み合わせ、資本金の四つを提示した報告書をまとめたが、これなども地方税制を国が決めるのを当然視する風潮の反映である。

石原都知事の決断はその意味で、地方分権なり地方の自主性、自助努力の何たるかを問いかける大きな一石と評価できる。国に頼ることなく自治体が独自に事業税の課税標準を設定できることも実証した。

しかしこれを純粹に税制として評価する場合、多くの疑問点を抱えていることも同時に指摘しなくてはならない。公開の議論の場もなく、納税者の意見もろくに聞かないまま唐突、性急に増税案を決めた経緯は税制の初歩的な常識を欠いている。

なぜ銀行だけ、しかも資金量5兆円以上の大手だけに「粗利益（利ざやと手数料、その他業務利益の合計）」という特別の課税標準を適用するのか。事業税を払っていないからだと言うだけでは、課税理論としてあまりに粗雑である。中小金融機関を除外したのは地方レベルの政治力を警戒したのではないか。銀行が再生途上にあるという政策的要請と税収確保との優劣度についても税制は明快に説明する義務を負う。

また、政府も反対の立場をとった。ただし、法律にのっとった課税である以上、止めるのは難しいと判断し、小渕内閣として公平・中立の租税原則や金融システムへの悪影響など5項目の懸念を示した「統一見解」を閣議口頭了解して、それを基に東京都に法案修正を求めている（東京都は拒否）。また、全国一律の課税を目指していた自治省も面子をつぶされた形となり、反対の立場をとった。政府税制調査会も地方法人課税小委員会を急きょ開催し、「課税の方法に問題が多い」との見解で一致している。

一方、ほかの道府県の反応はかなり微妙であった。平成12年2月17日付『日本経済新聞』の朝刊によると、各都道府県の知事のうち賛成は10、反対は14と評価は完全に分かれている（残りは「どちらとも言えない」）。賛成の理由は「自治体の課税自主権は尊重されるべきだ」、「全国的な導入論議に弾みがつく」で

あり、反対の理由は「対象を金融機関だけに絞ることは課税の公平性を欠く」、「基幹的な税目は全国的な統一性が必要」となっている。また、東京都の課税が他県での事業税の計算の際に損金として扱われ、その税収が減少するという問題も指摘された。⁷⁾ また、「都は地方交付税を受けていない「不交付団体」で、自治省に干渉されず自由にモノが言える。東京の機能と魅力を考えれば、外形標準課税を導入しても大手銀行は逃げ出せないという計算もある⁸⁾」として、東京以外にこうした課税を行うのは難しい、との意見もあった。これを機に、全国知事会は全国統一的な外形標準課税を目指すべきだ、との要望を改めて政府に行っている。

この後大阪が東京に追随して銀行税を導入するが、ほかの道府県への広がりは見せなかった。しかしこの銀行税が、いわゆる「自治体新税ブーム」に影響を与えたようである。平成12年4月より「地方分権一括法」が施行されることになっており、自治体による法定外税の創設が認められることになっていたが、東京都の銀行税導入がそうした新税導入の検討を加速させたことが報じられている。⁹⁾

しかし、銀行税に対して銀行側は行政訴訟を起し、議論の場は法廷へと移っていく。銀行側は「資金量5兆円以上の銀行だけを課税対象とすることは法の下での平等に反する」、「銀行に十分な説明がないまま課税が行われた」という2点を違憲、更に「新旧課税方式で税負担が著しく変化してはいけない」とした「地方税法」にも違反する、と主張した。裁判は一審・二審で東京都が敗訴、最終的に平成15年10月に東京都が銀行側と最高裁で和解するまで3年4か月の長い期間を要することになる。二審の判決内容を簡単に述べておくと、課税の対象を資金量5兆円以上の大手銀行に絞ったことは容認した上で、新旧課税の下での税負担が大きく変化することが「地方税法」に違反すると断じた。その後、最高裁で東京都と銀行側は3%の税率を0.9%に大きく下げることによって和解し、東京都は平成12年度より既に徴収を開始していた税収のかなりの部分(0.9%との差額、約2300億円)を返還した。最高裁で敗訴した場合、東京都は税収の全額返還を余儀なくされる上、石原都知事の政治的ダメージが極めて大きくなるため、そうした事態を避けたかったこと、一方で銀行サイドも和解をすれば、一度納めた税金の返還を即座に受けることができる、といった事情が大きかったとされる。¹⁰⁾ また、次の(3)で述べるように、二審の判決後に政府が事

業税の外形標準課税の導入を正式決定しており、銀行税の終了が決まったことも和解を促した大きな要因であった。この結果に関して、石原都知事は次のように述べたと伝えられている。¹¹⁾

正式な合意に達した〔平成15年10月〕17日、記者団に「勝ったのか負けたのか」と問われた石原知事は「その質問は愚劣だ。勝った、負けたじゃない」と一蹴（いっしゅう）した。続けて「自治省（現総務省）はこれが引き金になって、念願の外形（標準課税）がああいう形で発足したから喜んでいるんじゃないか」。銀行税が全国一律の外形標準導入につながった「歴史的な役割」を持ち出すことを忘れなかった。

（3）外形標準課税の導入まで

地方法人課税小委員会が報告書を提出したのは平成11年7月、石原都知事による「銀行税」導入の発表が平成12年2月であり、これらの出来事を通じて外形標準課税に対する関心は高まったが、経済の低迷が影響し、政府全体としては制度導入に依然、慎重であった。実際に制度導入が決まるのは、平成14年12月の平成15年度税制改正時（実施は平成16年度より）であり、更に3年近くの検討を要することになる。このように、問題の決着は本書が扱う範囲を大きく超えるが、以下ではその後の動きに関して簡単に経緯を述べておきたい。

先の東京都の例からも分かるように事業税収の減少にあえぐ都道府県からは外形標準課税の導入要望が強く、それを受けて自治省は平成12年11月に表3-4-7に示した具体的な制度案を発表した。これによると、課税ベースを従来の利潤と外形標準で1：1に設定し、外形標準の課税ベースとして「所得型付加価値」を選択するとしている。これらは先の地方法人課税小委員会の報告書が提案していた内容であり、その点で自治省案はこの内容に沿ったものということができる。ただし、自治省案が報告書と大きく異なる点は、中小企業に対する負担軽減措置を盛り込んだ点であった。すなわち外形標準への税率は大企業の1.6%に対し、中小企業（資本金1億円以下）を1%とした上、資本金1000万円以下の法人の場合、年間の税負担額の限度を4万8000円に設定した。また、雇用に対する悪影響を避けるため、収益配分額（給与と純支払利子、純支払賃貸料の合計額）の85%を超える給与額は非課税とした。

表 3-4-7 外形標準課税3案の比較

	旧自治省案	総務省案1	総務省案2
	平成12年11月	平成13年11月	平成14年案 平成15年度税制改正 (平成16年度施行)
1 課税ベース			
課税ベース 所得基準：外形基準	1 : 1	1 : 1	3 : 1
外形基準	事業規模額：事業の 付加価値額	付加価値割：資本割 = 2 : 1 付加価値割 (旧自治 省案の事業規模額)	付加価値割：資本割 = 2 : 1
所得基準：付加価値割 ：資本割 (%)	50% : 50% : 0%	50% : 33.3% : 16.7%	75% : 16.7% : 8.3%
2 適用法人と税率			
適用法人 大法人=資本金1億円超 中小法人=同1億円以下	すべての法人 総務省推定 245万社	同左	大法人に限定 約3.1万社 (全法人 の1.27%)
外形基準の税率	付加価値割 大法人 1.6% 中小法人 1.0%	付加価値割 大法人・中小法人 0.66% 資本割 0.48%	付加価値割 大法人 0.48% 資本割 0.2%
小規模法人の税負担特 例	資本金1,000万円未 満の法人、年額4.8 万円を限度	同左	
3 負担軽減の特例			
雇用安定控除 報酬給与に対する負担 軽減	収益配分額の85%を 超える報酬給与額を 非課税 中小法人 70%		収益配分額の70%を 超える報酬給与額を 非課税
資本割部分の負担軽減			持株会社、資本等 1,000億円超法人

(注) 付加価値割額 = 収益配分額 (報酬給与額 + 純支払利子 + 純支払貸貸料) ± 単年度損益資本割額
= 資本の金額又は出資金額 + 資本積立額

(出所) 田近栄治・油井雄二「外形標準課税の検証—都道府県にふさわしい税源か—」(『税経通信』平成16年4月号) 19ページ。

しかし、外形標準課税に対する経済界の反発は依然強く、制度導入のためにはこの案の更なる修正が必要となる。その後、自治省は平成13年1月に省庁再編で総務省となり、平成13年、平成14年と先の制度案の改定を行った。結局、この平成14年に発表された案に沿った形で導入が実現する（平成15年度税制改正の法律の執行は平成16年4月）。この2回の改定案の概要は先の表3-4-7に示したが、そのポイントは専ら、制度導入で発生する中小企業の負担増をどのように緩和するか、であった。例えば、外形標準の中に「所得型付加価値」だけでなく、大企業が不利となるような「資本割」が加えられ、また、利潤と外形標準の課税割合を従来の1：1から、より利潤への課税が大きくなるようにする（最終案は3：1）といった改定も行われた。そして、最も重要な改定は、資本金1億円以下の中小法人は課税の対象から外されたことである。その結果、外形標準課税の対象企業は、全企業のわずか1.27%（約3万1000社）にとどまった。

このように、外形標準課税の問題は平成10年度改正以降長い時間をかけて決着するが、その過程で当初想定された課税方法とは大きくかけ離れていった。中小企業に対する課税強化が難しいことは当初から言われていたが、そのハードルは予想以上に高かったということである。

〔注〕

- 1) 税制調査会「平成11年度の税制改正に関する答申」（平成10年12月）17ページ。
- 2) 『読売新聞』平成12年2月26日朝刊。
- 3) 『日経金融新聞』平成12年2月13日。
- 4) 『読売新聞』平成12年2月26日朝刊。
- 5) 『日本経済新聞』平成12年2月15日夕刊。
- 6) 『日本経済新聞』平成12年2月9日朝刊。
- 7) 『日本経済新聞』平成12年2月17日朝刊。
- 8) 『日本経済新聞』平成12年2月9日朝刊。
- 9) 『日本経済新聞』平成12年4月2日朝刊。
- 10) 『日経金融新聞』平成15年10月23日。
- 11) 同上。

7 金融商品に対する法人税改正（時価法等）（平成12年度税制改正）

次に、平成12年度の金融商品に関する法人税改正（時価法等）について説明

する。これまで述べたように、平成10年度以降行われた法人税改正の主題の一つは「課税ベースの適正化」（外形標準課税は課税ベースの変更であるが）であったが、以下で述べる改正もその一環と位置付けることができる。すなわち、従来の取得原価主義の下での金融商品課税が様々な点で問題を起こしており、それを時価評価にすることで課税ベースの適正化を図るものであった。ただし、平成10年度改正では、当時本格化した会計ビッグバンの下で企業会計原則における時価評価の導入（金融商品会計基準の設定）が検討されている最中であり、その結果を見定めるために、この問題の改正を見送った経緯がある。そして、企業会計で時価評価が導入されるのを待って、平成12年度税制改正として改めて改正がなされた。従来の制度では課税ベース計算の際に企業会計と税務の扱いは同一であったが、今回の改正では先の法人税抜本改革と同様に、「企業会計と税務の役割は異なる」との立場から、あえて税法が企業会計から離れた点も特徴の一つとなっている。以下ではこれについて検討を行う。

（1）改正前の制度概要と法人課税小委員会における議論

ここでいう「金融商品」は大きく「有価証券」と「金融派生商品」の2種類に分けることができる。以下では今回の改正がなされる前の制度を、企業会計と税法の順番に説明し、それに対して法人課税小委員会がどのような議論を行ったかを説明する。まず、有価証券が従来の企業会計上どのように扱われていたか、を示すのが表3-4-8である。表にあるように、企業会計上、企業が保有する有価証券はすべて取得原価で計上されていた（すなわち、有価証券の売却で損益が確定しない限り、企業の業績には影響を与えない）が、子会社株式以外の上場有価証券（例えば、純粋に投資目的の有価証券や持ち合い株式など）については市場価格が簿価を下回ったときのみ、その損失を未実現のままに計上する、

表 3-4-8 有価証券の評価基準（従来の方法）

	有価証券	投資有価証券	子会社株式
原則	取得原価	取得原価	取得原価
代替的処理	低価基準	低価基準	×
著しい時価の下落	強制評価減	強制評価減	強制評価減

（出所）伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門』（平成6年、日本経済新聞社）290ページ。

という低価法も選択できた。未実現でも損失の計上を認めるのは、投資家への情報開示を重要な任務とする企業会計の保守性を反映したものである。しかし、こうした取得原価主義や原価法と低価法の選択適用については、例えば企業業績が悪いときには有価証券の売却による益出し、業績が良いときには損出しによる業績の調整が可能であり、その結果、真の経営実態が投資家から見て分かりにくくなっている、との指摘がなされていた。

一方で、有価証券の税務上の扱いは企業会計と合わせる形となっていたが、これについて法人課税小委員会では、税の公平性の立場から問題が指摘された。すなわち、期末における有価証券の一時的な売却（売却直後に再び購入すれば、実質的な損失は発生しない）による損出しで節税が可能なことや、低価法によって損失だけを未実現でも認めることは企業会計の立場からは容認できても、税法の立場からは負担の公平性や課税ベース侵食の点で問題が多いことが指摘された。

次に、先物取引やオプション、スワップといった金融派生商品（デリバティブ）は、企業会計上完全なオフ・バランス（すなわち、その保有状況が貸借対照表上に表れない。ただし、表の脚注には記載することになっていた。）であり、売買等でその損益が確定した場合にのみ業績に反映された。しかし、当時、金融派生商品の取引が急激に増加する中で、こうしたオフ・バランス化が企業の真の財務状況を分かりにくくしており、国際的な流れに従って時価評価に移行すべきだ、との主張が強くなっていた。一方、税務上の扱いは、やはり会計と同じであったが、こうした金融派生商品が様々な形態の節税に使われている、との指摘がなされていた。法人課税小委員会の審議では、金融派生商品の取引を複雑に仕組むことで表面上損失だけを計上することが可能であるとの税務当局からの説明を受け、「デリバティブ取引が事業会社も含めてここまで広がり、税逃れを招いているのなら、課税の適正化を図るべきだ」との委員からの主張が相次いだことが報道されている。¹⁾ こうした節税は、金融派生商品を時価評価で課税すれば防ぐことができる、とされていた。

このように、法人課税小委員会では金融商品課税の問題と改正に向けての議論がなされたが、実際の平成10年度の法人税抜本改正では改正は見送られた。²⁾ 金融商品の課税における問題の多くは時価評価課税への移行で解決できると考えられたが、企業会計原則で時価評価が導入されていない中で、税制だけがそ

れを導入することには問題がある、との見解が多かった。当時、既に企業会計でも時価会計導入の検討が始まっており、税制面の改正はその検討を待って行うことになった（実際、銀行や証券会社のトレーディング業務に係る有価証券やデリバティブについては一足早く会計上、時価会計が導入され、税制上も平成9年度改正で時価評価課税が導入された）。

（2）平成12年度改正の概要

平成11年1月に企業会計原則が改定（金融商品会計基準の設定）され、平成12年4月以降開始する事業年度から、企業会計において有価証券や金融派生商品の時価評価が導入された。税制もこれと機を一にして、平成12年度税制改正で対応がなされる。次にこの概要を説明する。

まず、新たな企業会計原則の下で有価証券の評価方法がどのように変わったかを見ると、それは表3-4-9にまとめられる。すなわち、有価証券は「売買目的有価証券」、「満期保有目的の債券」、「子会社株式及び関連会社株式」、「その他有価証券」の四つに分類され、分類ごとに評価される。「満期保有目的の債券」や「子会社株式及び関連会社株式」は取引によって利益を得ることが目的でない、という理由から従来どおり原価で計上するが、「売買目的有価証券」（例えば、銀行等がトレーディング目的で保有する有価証券）や「その他有価証券」（いわゆる「持合い株式」はここに入る）はすべて時価評価されることになった。ただし、「その他有価証券」については評価損益を原則、資本の部に計上する

表 3-4-9 有価証券の評価基準（新しい方法）

	評価基準	評価損益の処理
売買目的有価証券	時価	当期の損益に含める
満期保有目的の債券	取得原価又は償却原価	—
子会社株式及び関連会社株式	取得原価	—
その他有価証券	時価	①資本の部に計上 ②評価益は資本の部（純資産の部）に計上し、評価損は当期の損失として処理

（出所）伊藤邦雄『ゼミナール現代会計入門』（平成18年、日本経済新聞社）427ページ。

(全部資本直入法)ものの、選択肢として評価益は資本の部(純資産の部)に計上し、損失は当期損失として処理することも認められるようになった(部分資本直入法)。

一方、税法においてはこうした企業会計原則の改定を受け、「売買目的有価証券」については時価で評価し、評価損益を課税所得の計算に算入する一方、それ以外の有価証券についてはこれまでどおり原価で評価することになった。ここで企業会計との対応が分かれたのは、企業会計上「時価評価」とされた「その他の有価証券」の扱いである。ただし、「時価評価」とは言っても「全部資本直入法」を選択した場合は、評価損益は資本の部に計上され、直接企業の利益には計上されないため、税制上これを取得原価で扱い課税しないことについては、「税による会計からの乖離」とは言えない。注目すべきは、「部分資本直入法」で損失が出た場合の扱いであり、この場合は評価損が企業損益に反映されるにもかかわらず、税制上は原価で扱いこれを反映しないこととした。これについて、『改正税法のすべて』(平成12年版)に次のような説明がある。³⁾

企業会計における部分資本直入法は、実質的には従来の低価法と同一のものです。低価法については、従来から、評価益は計上せず評価損だけを計上する非中立的、保守的なもので、適当ではないとされてきたものであり、今回の金融商品に係る税制の抜本的な見直しに当たり、廃止されることとなりました。

先の平成10年度の法人税抜本改革では「保守的な会計処理の抑制」や「会計処理の選択制の抑制・統一化」の下で、税が会計から乖離することを認める方向が打ち出されたが、今回もこうした方針の下で改正がなされることとなった。

次に金融派生商品について述べると、まず企業会計上はオン・バランス化され、原則的に時価計上されることになった。ただし、金融商品を企業が保有する資産や負債の価格変動リスクから回避(ヘッジ)するために用いている場合は、その実態を「ヘッジ会計」に記載した上で、対象金融派生商品の時価評価を繰り延べたり(繰延ヘッジ)、又はヘッジされる資産とともに対象金融派生商品も時価評価して損益計上する(時価ヘッジ)といったケースを認めている。税制上はこうした企業会計上の措置を原則踏襲(すなわち、原則、時価表示として評価損益を課税対象に含めるが、「ヘッジ会計」に記載されたケースについては必

ずしもその限りではない) することになった。

最後に、この税制改正を振り返って、当時主税局長であった尾原榮夫は次のように述べている。⁴⁾

12年度には金融商品に対する企業会計で時価評価が導入されました。

税制の場合には何が課税で、何が非課税か、どれだけの課税額になるか明確に計算できる必要があります。企業会計のように幅があったりするものではなくて、公正、公平な評価方法はきちんと税法で書かないと動かないわけであります。あわせて、ヘッジ会計もきちんと書き込みました。これは相当大きな改正でありました。

[注]

- 1) 『日経金融新聞』平成8年8月29日。
- 2) ただし、平成10年度税制改正において、上場有価証券の低価法の選択については、当時更に洗替え方式と切放し方式が選択できたが、切放し方式の選択は廃止された。詳細は『改正税法のすべて』（平成10年版）295ページを参照のこと。
- 3) 『改正税法のすべて』（平成12年版）169ページ。
- 4) 尾原榮夫・元主税局長口述記録。